



趣旨説明・30by30に関するこれまでの取組

環境省自然環境局
自然環境計画課
地域ネイチャーポジティブ推進室
2026年8月31日



1. 30by30ロードマップ中間評価と未来対話
2. 30by30ロードマップについて
3. 30by30ロードマップの主要施策と進捗
4. 日本の生物多様性の現状
5. 30by30達成とその先の自然共生社会の実現に向けて

1. 30by30ロードマップ^o中間評価と未来対話

(1) 中間評価の実施 (ロードマップ本文より抜粋)

ロードマップ策定後、「見える化」の仕組みの構築により、生物多様性保全上、効果的な地域を把握・検証するとともに、陸域の30by30目標達成の具体的な内容を示す。

また、各施策の進捗状況について、可能な限り定量的な評価も含めフォローアップを行うことにより、30by30目標を確実に達成する。

(2) 中間評価作成にあたってのスケジュール

2026.8	第1回30by30ロードマップ未来対話
2026.11	第2回30by30ロードマップ未来対話
2026.12	パブリックコメント
2027.2~3	生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議にて決定・公表

30by30ロードマップ未来対話について

- ☆ 中間評価について、開かれたプロセスかつ30by30に向けステークホルダーを巻き込むための方策として、「30by30ロードマップ未来対話」を開催

30by30ロードマップ未来対話概要

- 目的
現状の取組状況を踏まえて、30by30ロードマップに関連する事項について、多様な主体から幅広く意見聴取をする。これにより政府機関を含むステークホルダー間の協働の可能性を探り、Whole Society Approachを具体化する場とするとともに、30by30目標達成に向けた社会全体の機運向上につなげる。
- 時期
1回目：2026年8月31日 15：00～18：00
2回目：2026年11月4日 14：00～17：00
- 参加者
有識者、NGO、企業団体、自治体、関係省庁等
- 開催方式
ハイブリッド形式、公開

30by30ロードマップ未来対話 参加者



有識者

角谷 拓	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域生物多様性評価・予測研究室 室長
中静 透	東北大学名誉教授
中村 太士	北海道大学名誉教授
藤田 香	東北大学 グリーン未来創造機構・大学院生命科学研究科 教授
森田 香菜子	慶應義塾大学 経済学部 教授
山野 博哉	東京大学大学院 地球惑星科学専攻 教授

NGO

公益財団法人日本自然保護協会 特任部長	大野 正人
自然のちから推進部 ネイチャーポジティブ担当室長	原田 和樹
公益財団法人日本野鳥の会 自然保護室 室長	田尻 浩伸
総務室 人事総務グループ チーフ	渡辺 順子
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 生物多様性政策グループ長	北出 智美
気候・エネルギーグループ オフィサー	田中 健

企業団体

経団連自然保護協議会 企画部会長	饗場 崇夫
サントリーホールディングス株式会社 サステナビリティ経営推進本部 スペシャリスト	市田 智之
株式会社金沢大地 代表取締役	井村 辰二郎
山川町漁業協同組合 理事	川畑 友和

自治体

名古屋市 環境局 環境企画課 課長	蟹江 敦夫
鹿島市 ラムサール条約推進室	室井 利允
西栗倉村 産業観光課 課長	春名 一樹

2. 30by30ロードマップについて

30by30目標とロードマップ

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する
新たな**世界目標**



- 国内の30by30目標達成に向けて、2022年に「30by30ロードマップ」を策定、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議にて決定（令和4年4月8日公表）
- 当該ロードマップは、生物多様性国家戦略2023-2030に附属書として組み込み
- **2026年度に「30by30ロードマップ中間評価」を実施予定**

日本は、現状、陸域の21.0%、海域の13.3%をカバー

([2026年8月3日環境省報道発表資料](#))

30by30ロードマップ キーメッセージと主な取組

30by30ロードマップのキーメッセージ

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全
- 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す
- 地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbS(Nature-based Solutions)のための、健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチ

30by30ロードマップの主な取組の柱

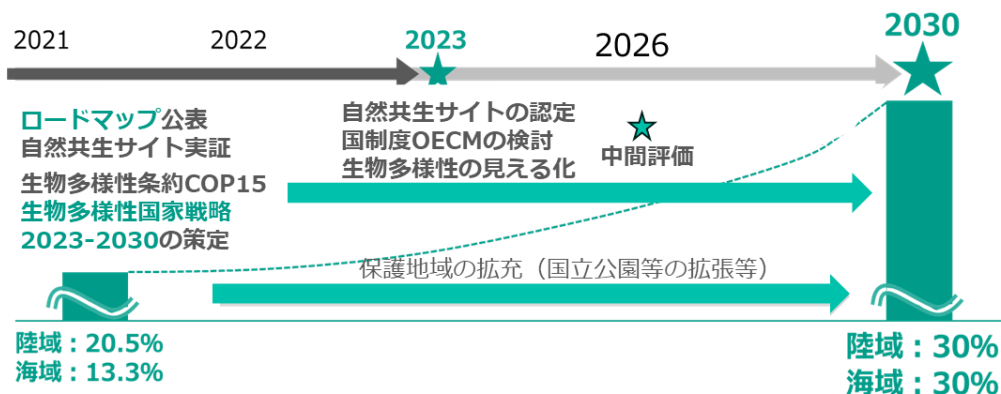
- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- 自然共生サイトや国制度OECMの推進
- 生物多様性の見える化
- 30by30アライアンスによるステークホルダーの巻き込み
- 2026年度に中間評価の実施



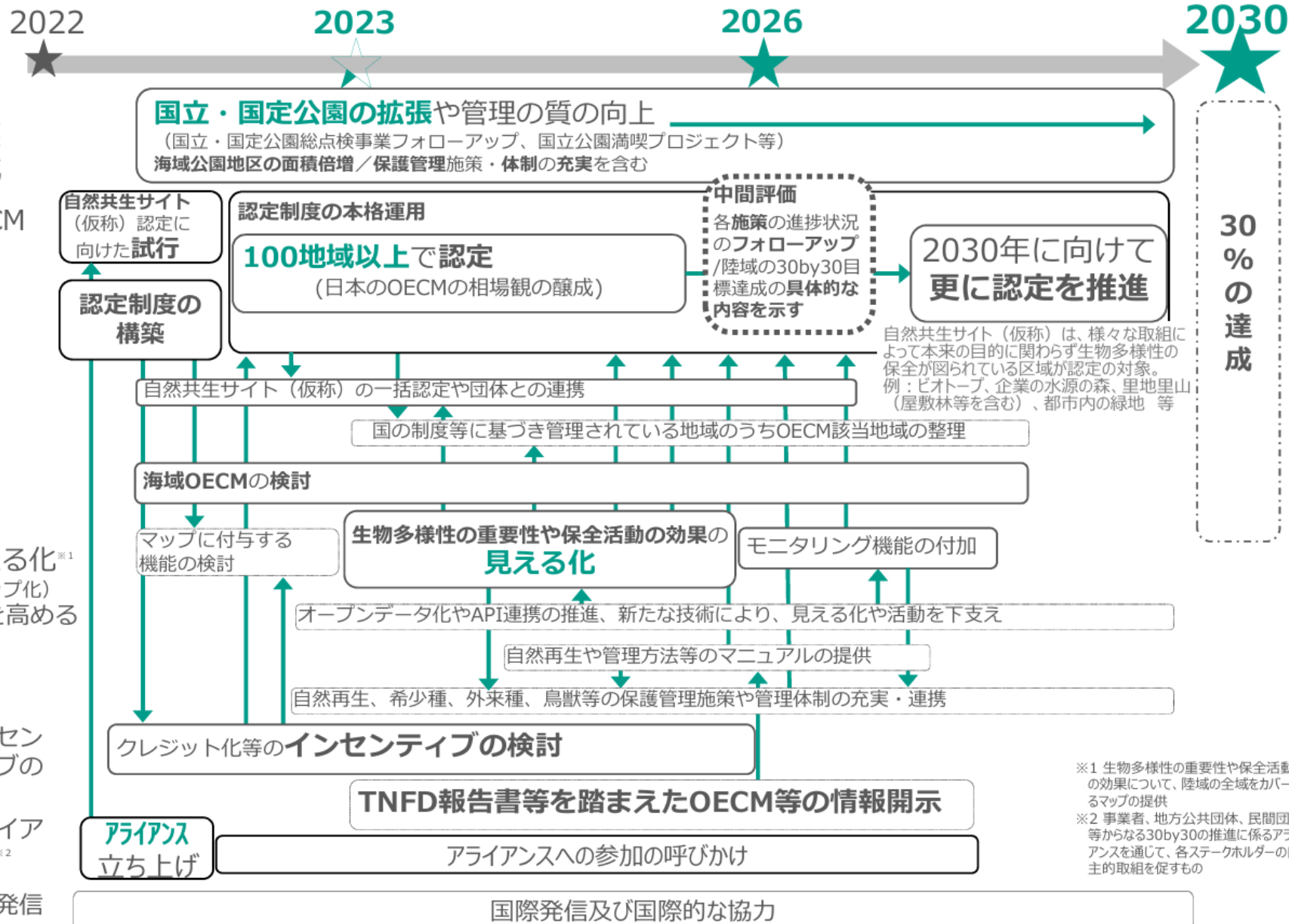
OECMとなるような里地里山



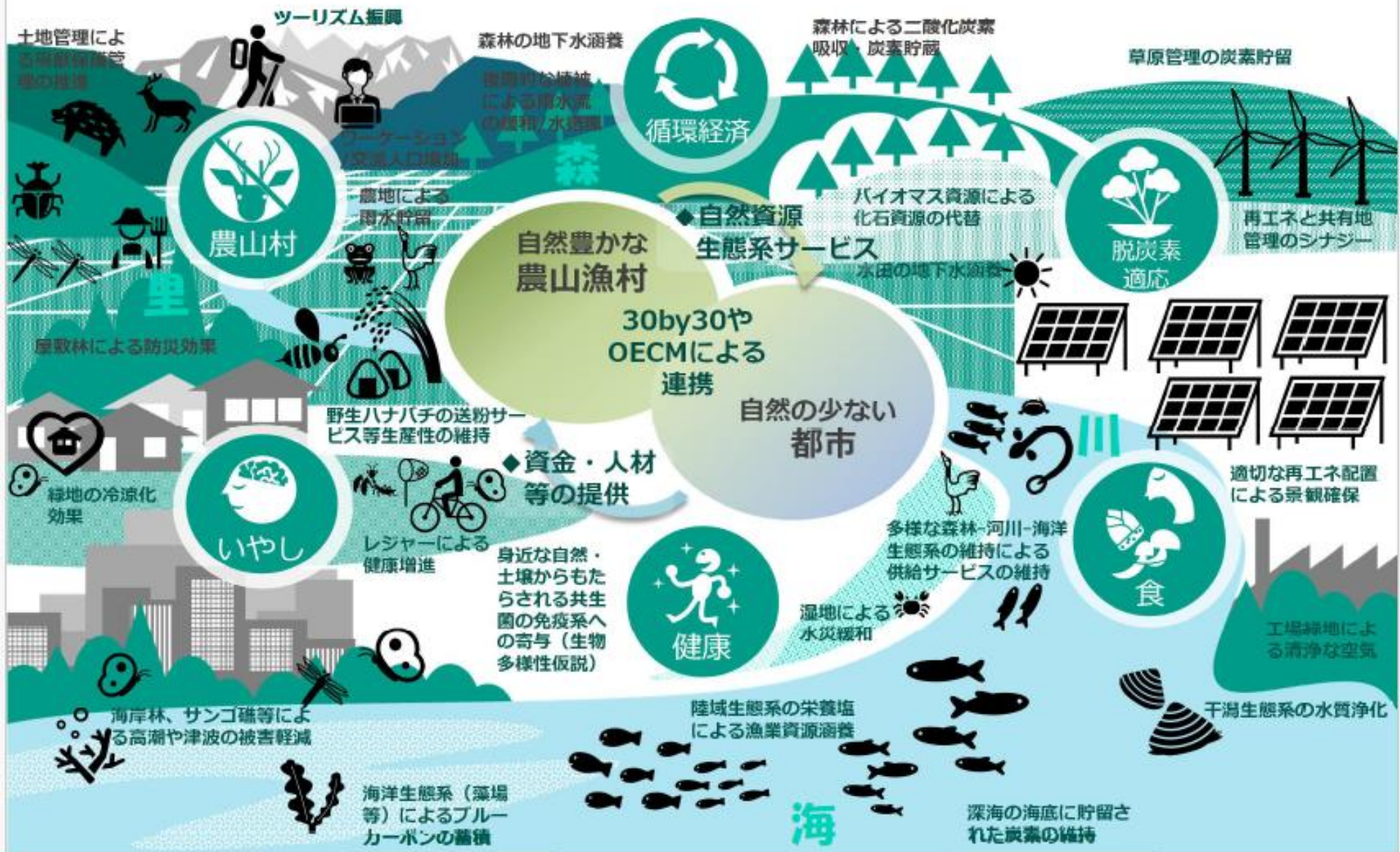
保護地域の拡張（日高山脈）



主要施策と横断的取組の相関



30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



3. 30by30ロードマップの主要施策と進捗

国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地の選定結果

30by30の達成に向け、令和3～4年にかけて実施。最新の自然環境データ等に基づき、平成22年に実施した「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップを実施。

国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を14か所抽出した（令和4年6月公表）。

※今回候補地は最新の自然環境データ等に基づき資質の観点から抽出したものであり、将来的な公園指定や公園区域の拡張に向けては、関係機関との調整や詳細な調査検討が今後必要である。

● 今回のフォローアップによる新規指定候補地（前回総点検事業からの継続を含む・4地域）

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・野付半島・風蓮湖・根室半島※ | 【国定公園の新規指定】 |
| ・日高山脈・夕張山地※ | 【国立公園の新規指定等】 |
| ・御嶽山 | 【国定公園の新規指定】 |
| ・宮古島沿岸海域（八重干瀬を含む） | 【国定公園の新規指定】 |
| ※前回総点検事業からの継続 | |

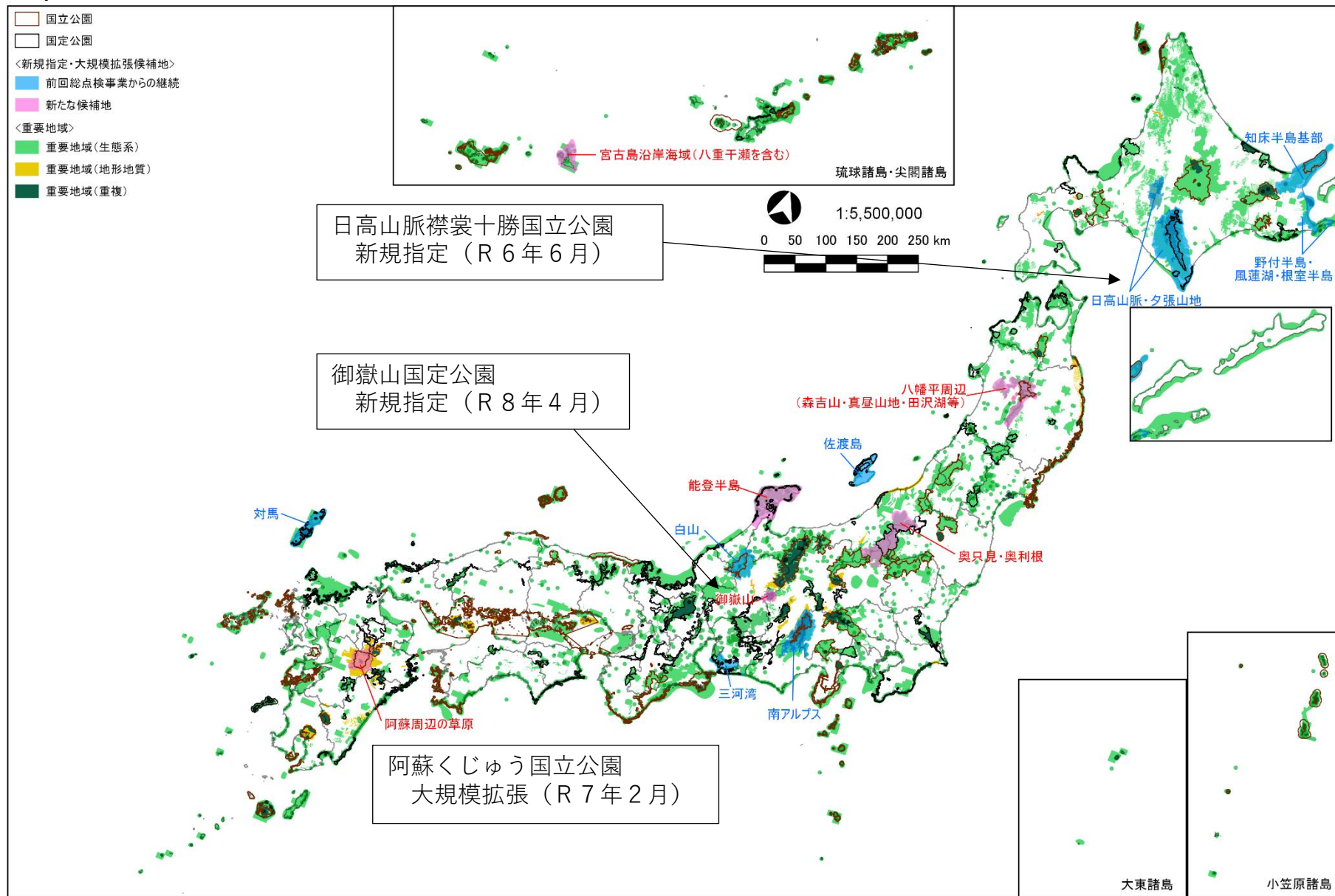
● 今回のフォローアップによる新たな大規模拡張候補地（4地域）

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等） | 【国立公園区域の拡張又は国定公園の新規指定】 |
| ・奥只見・奥利根 | 【国立・国定公園区域の拡張等】 |
| ・能登半島 | 【国定公園区域の拡張】 |
| ・阿蘇周辺の草原 | 【国立公園区域の拡張】 |

● 前回総点検事業の候補地のうち継続とする大規模拡張地域（6地域）

- | | |
|-----------------|--------|
| ・知床半島基部（斜里岳を含む） | ・南アルプス |
| ・佐渡島 | ・白山 |
| ・三河湾 | ・対馬 |

国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地の選定結果



※候補地は最新の自然環境データ等に基づき資質の観点から抽出したものであり、本図で図示された区域は自然植生・藻場・サンゴ礁等からなる生態系・地質の重要地域の区域を主に参考にして記入したものである。詳細な区域の範囲は決まっておらず、将来的な公園指定や公園区域の拡張に向けた関係機関との調整や詳細な調査検討が今後必要である。

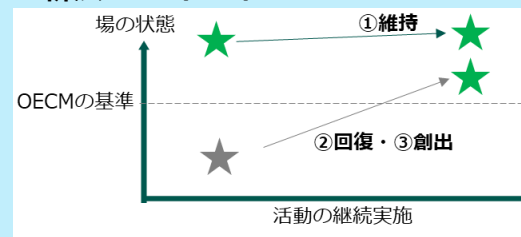
地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」について

- 環境省では、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定**する仕組みを令和5年度に開始（従前制度）。
- **ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、自然共生サイトを法制化した「**地域生物多様性増進法**」が令和7年4月に施行。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動**も認定の対象に。
- 従前制度における認定も含め、**令和8年6月末時点での自然共生サイトは合計610か所**。
- 申請主体は**企業が約半数**で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

＜自然共生サイトの経緯＞

2020年 12月	検討開始
2022年 4月	30by30ロードマップ公表
12月	昆明・モントリオール生物多様性枠組（30by30目標含む）採択
2023年 4月	自然共生サイト制度の開始
10月	自然共生サイトの初認定
2024年 4月	地域生物多様性増進法成立
2025年 4月	地域生物多様性増進法施行
9月	令和7年度第1回認定（法に基づく初認定）
2026年 6月	令和8年度第1回認定

＜新法のポイント＞

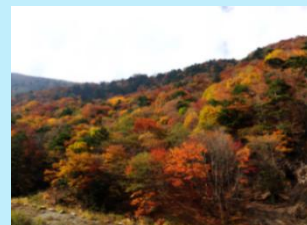


- ①**維持**については自然共生サイト相当の活動（申請時点でOECDの基準を満たすもの）を想定。
- ②**回復**及び③**創出**については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECDの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

＜認定された「自然共生サイト」の例＞



盛岡セイコー工業 わくわくの森・わくわくトープ（岩手県）



日本製紙 鳳凰社有林（山梨県）



コウノトリ育む祥雲寺水田とビオトープ（兵庫県）



つくばこどもの森保育園（茨城県）



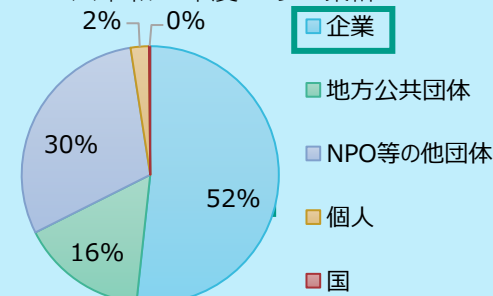
三井住友海上駿河台緑地（東京都）



山川の海のゆりかご（鹿児島県）

＜申請主体の内訳＞

※令和5年度からの累計



＜令和7年度第1回認定式の様子＞



令和7年9月30日、東京

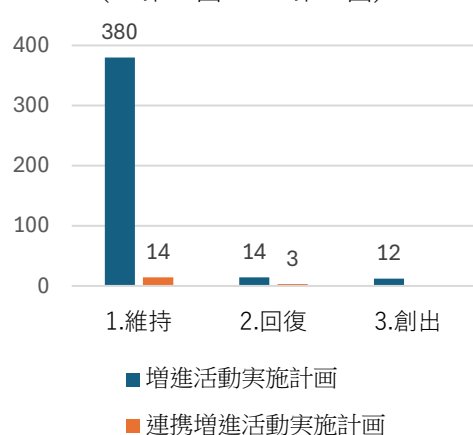
自然共生サイトの認定状況について

■ 地域生物多様性増進法に基づき、**406か所の「増進活動実施計画」（うち維持タイプ380か所、回復タイプ14か所、創出タイプ12か所）**及び**17か所の「連携増進活動実施計画」（うち維持タイプ14か所、回復タイプ3か所）**を**主務大臣が認定**。

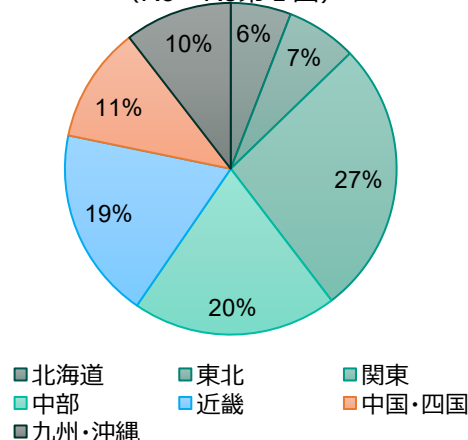
< 従前及び法定自然共生サイトの内訳 >

	従前の自然共生サイト（～令和6年度）		
		法定自然共生サイト（令和7年度～）	
～令和6年度	328か所、9.3万ha	－	－
令和7年度	(法定外202か所、8.1万ha)	(移行分126か所、1.2万ha)	新規241か所、2.3万ha
		計367か所、3.5万ha	
令和8年度第1回	(法定外187か所、6.3万ha)	(移行分15か所、1.8万ha)	新規41か所、0.3万ha
		計56か所、2.1万ha	
自然共生サイト合計	(法定外187か所、6.3万ha)	(移行分141か所、2.9万ha)	新規282か所、2.6万ha
		計423か所、5.5万ha	
	610か所、11.9万ha		

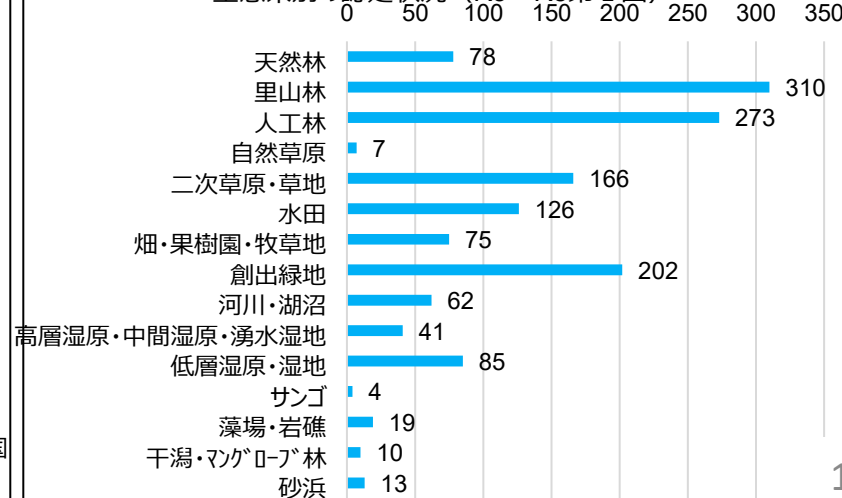
< 計画・類型区分別の認定数 >
(R7第1回～R8第1回)



地域別認定数の内訳
(R5～R8第1回)

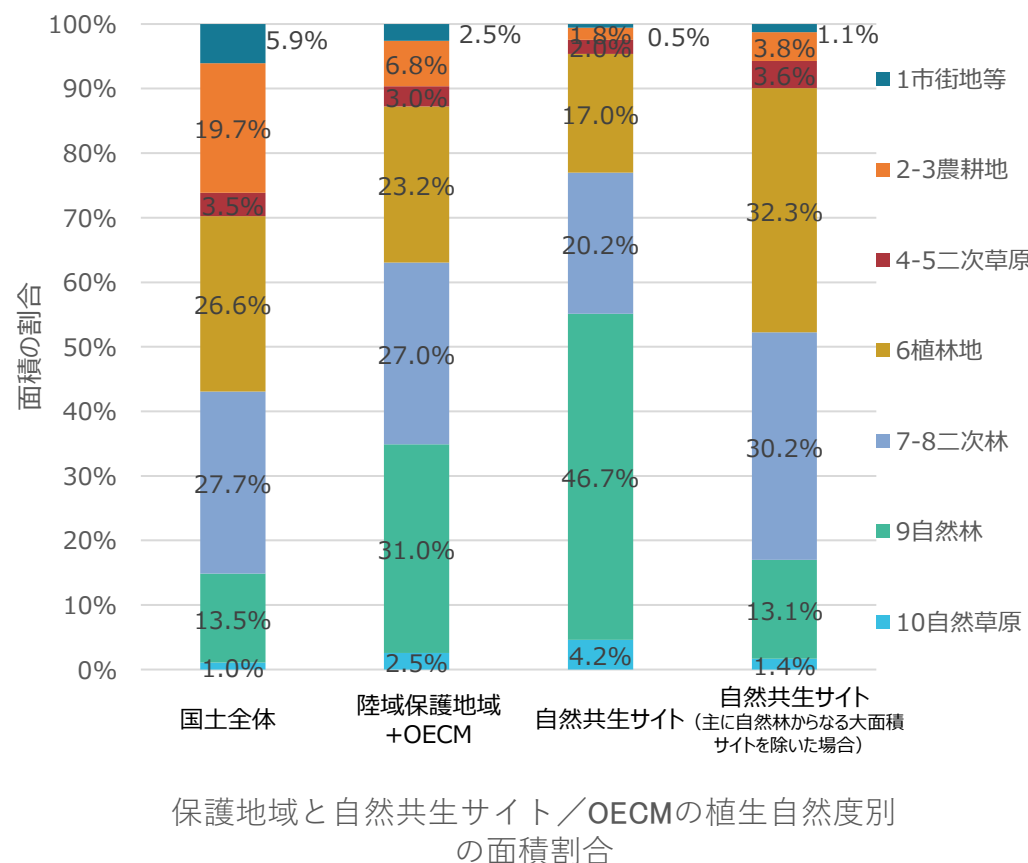
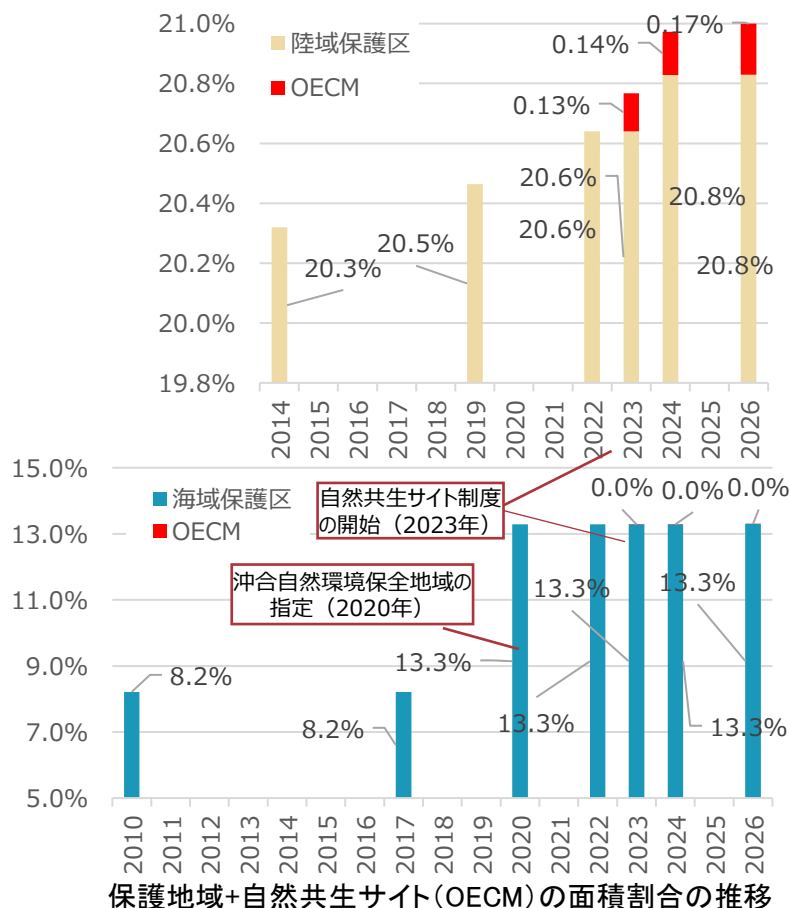


生態系別の認定状況 (R5～R8第1回)



保護地域＋OECMによる生物多様性保全上重要な地域の保全状況

- 保護地域＋自然共生サイト（OECM）の面積は着実に増加中。自然林など自然度の高い場所を多く含んでいる。
- 自然共生サイトは、主に自然林からなる少数の大面積のサイトを除くと二次的自然や都市域のサイトが占める面積が大きい。



保護地域は2024年時点、自然共生サイトは2026年度第1回時点のデータ。
植生自然度の面積は現存植生図2024のGISデータから集計。

保護地域＋OECMによる生物多様性保全上重要な地域の保全状況

■ 生物多様性保全上重要な地域の保護地域カバー率は着実に上昇している。

SDGs 15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合（保護地域、生態系のタイプ別）

「KBA^注かつ陸域の場所」を（１）「陸生の生物多様性に重要な場所」、「KBA^注かつ淡水性の地形の場所」を（２）「淡水性の生物多様性に重要な場所」と、２つの生態系タイプの地域を定義し、それぞれ生態系タイプ毎に保護区で網羅されている割合を指標とした。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal15.html>

<u>陸生</u>		2022年	→	2024年
		58.2%		60.5%
<u>淡水性</u>	2019年	2022年	→	2024年
	43.7%	44.5%		44.6%

SDGs 15.4.1山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲

「山地かつKBA^注の場所」を「山地の生物多様性のための重要な場所」と定義し、その地域の保護区で網羅されている割合を指標とした。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal15.html>

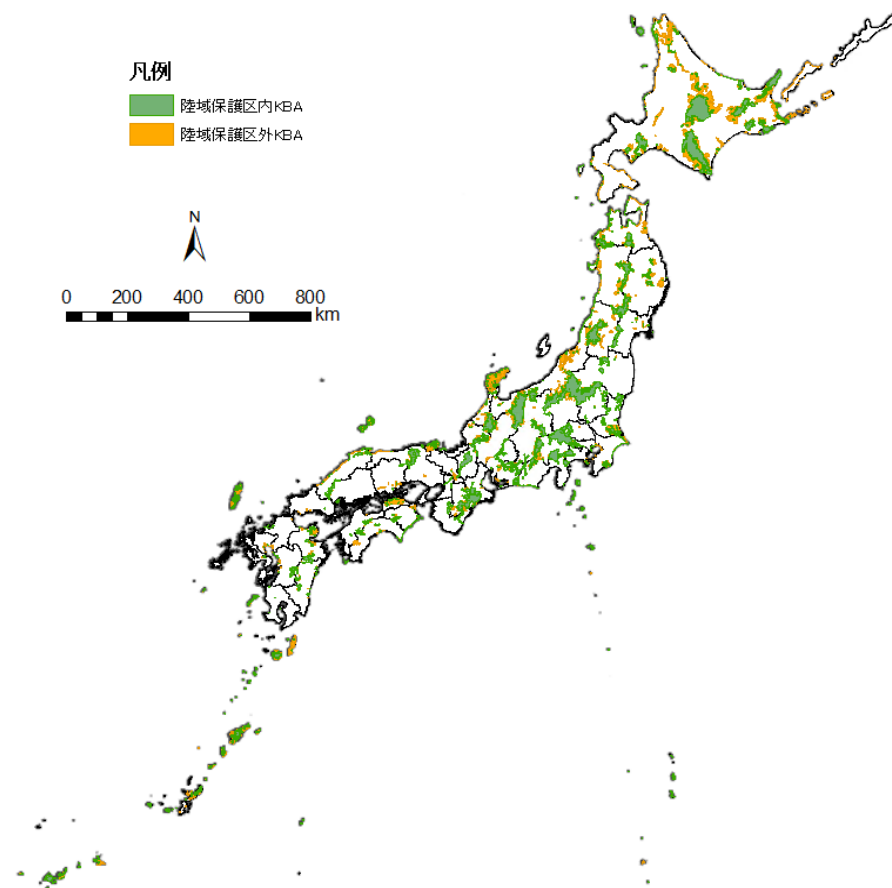
2022年	→	2024年
67.4%		68.5%

SDGs 14.5.1海域に関する保護領域の範囲

生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）のうち、海洋保護区になっている海域の割合

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal14.html>

2018年	→	2022年	→	2024年
14.1%		28.6%		28.6%

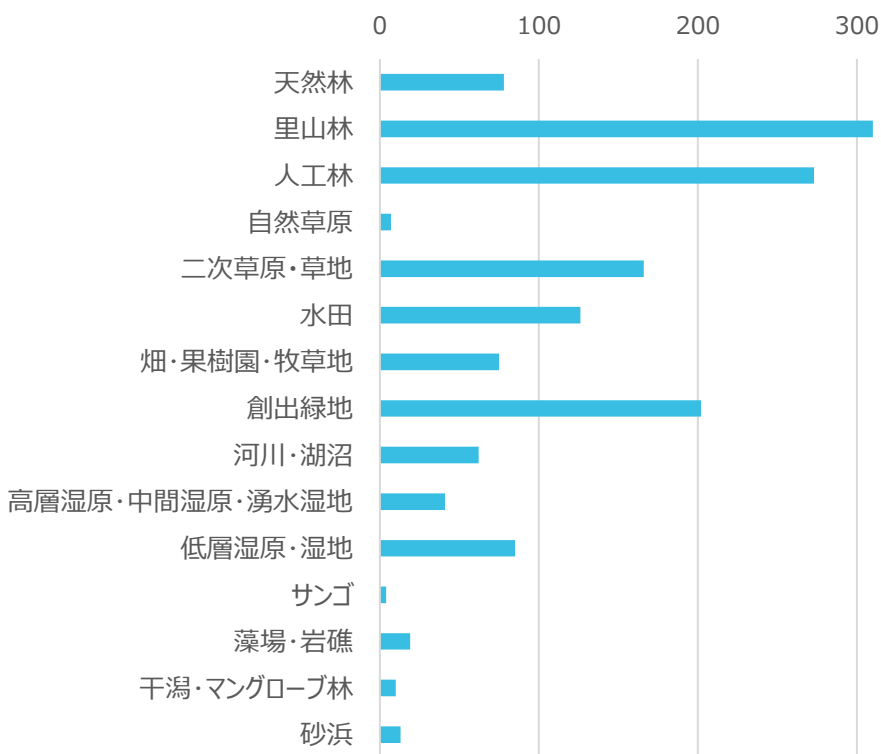


SDGs 15.1.2陸生の重要地域と保護地域のカバー状況

注）KBA（Key Biodiversity Area）とは、「生物多様性の保全にとって世界的に重要な地域（生物多様性重要地域）」のこと。

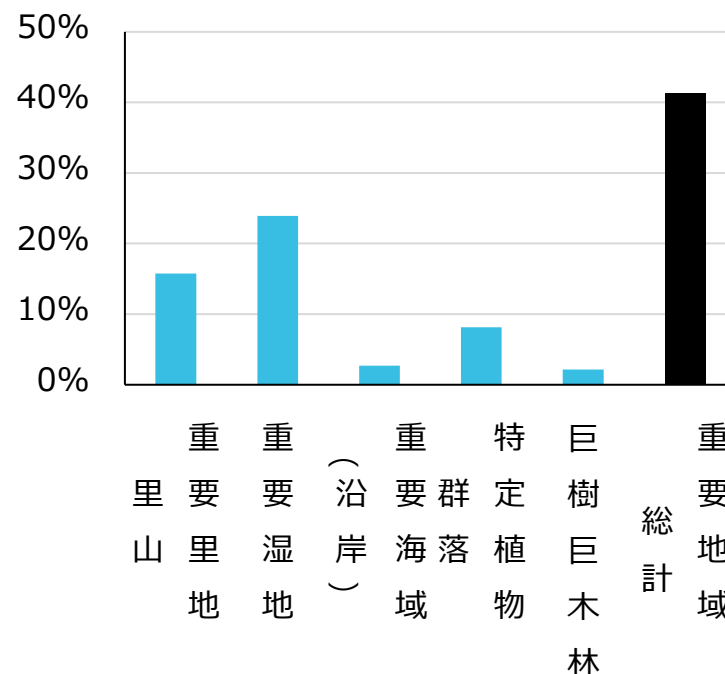
自然共生サイトによる生物多様性保全上重要な地域の保全状況

- 自然共生サイトは「里山林」などの二次的自然を中心に多種の自然環境を幅広く含む。
- 自然共生サイトは重要里地里山や重要湿地などと重複しており、保全上重要な地域を一定程度含んでいる。



生態系タイプ別の自然共生サイトのサイト数

注) 自然共生サイトは2026年度第1回まで、全610サイトが対象
複数の環境を含むサイトについては、重複してカウントした。



環境省の各種の重要地域と重なる自然共生サイトの割合

注) 自然共生サイトは2026年度第1回まで、全610サイトが対象

エリアベースな取組の事例と成果—希少種保全（佐渡島におけるトキ野生復帰）

- 「生きものを育む農法」などの農家の取組等により生息環境が整備されトキの野生復帰が実現した。
- トキの野生復帰は、生物多様性の増進だけでなく地域の社会経済にとっても追い風になった。



トキの野生復帰

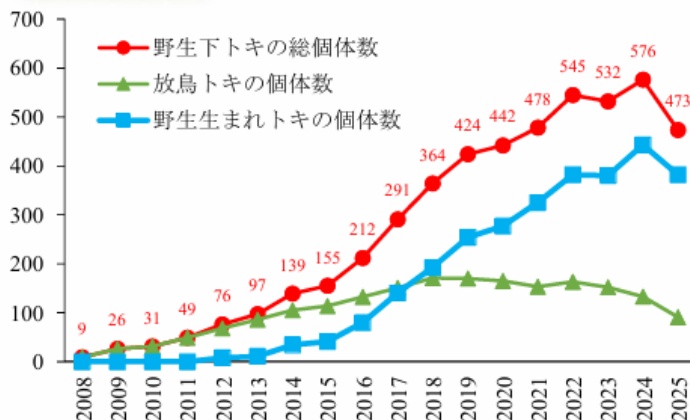


図6 野生下におけるトキの総個体数の推移

2018年には野生生まれのトキの個体数が放鳥による個体数を上回った。現在、佐渡島内平野部に広く分布している。

⇒佐渡島でのトキの現状を踏まえて、日本国内で安定的に存続できるようになることを目的に、2026年より本州に放鳥を拡大

トキの生息環境整備等の取組

- 農家の取組や市町村の支援による餌場づくりや低農薬、「江」の設置など「生きものを育む農法」による**生息環境の整備**と多様な主体が参加した協議会による**社会環境の整備**。
- 2013年から新潟県が行っている新潟県トキ保護募金は**累計2億円以上の寄付を集め、農地の整備等に活用**されている。
- 環境省、大学、市民ボランティアの連携による**継続的なモニタリング**。

取組の効果

トキと共生する農地の拡大

※「生きものを育む農法」の作付面積は2008年の約400haから拡大し、2010年から1000ha以上（佐渡市の耕地面積の約10%）を維持

認証米など付加価値化による農家への還元



トキをシンボルとした観光

※1994年から2025年までにトキの森公園へ累計500万人の来園者

取組を通じた**地域コミュニティの活性化**

エリアベースな取組の事例と成果—外来種防除（奄美大島におけるマングース防除）

- 分布域に対応した防除体制の確立と効果的な防除手法の開発・改良によってマングースの根絶が達成された。
- 防除の推進と根絶の達成は希少種の回復だけでなく、国際的にも高く評価され地域経済にも貢献している。

世界最大規模のマングース根絶事例



マングースの防除に関する取組

- マングースバスターズ（約7割が地元採用）等、**地元住民も巻き込んだ防除体制の確立**と、**わなや探索犬など効果的な手法の開発**。
- 研究者との連携による**科学的知見を踏まえた実施体制**。
- 住民への普及啓発（目撃情報の収集等）



取組の効果

希少種の生息状況の回復



マングースの根絶に向けた取組が**世界自然遺産登録**などにあたり**高く評価**される

生き物の**観察ツアー**への**好影響**

エリアベースな取組の事例と成果—里地里山管理

- 人口減少や高齢化が進む地域では、農業・林業の担い手不足を補う取組が行われている。
- これらの取組は、里地里山の持続可能な管理につながり、生態系の保全に寄与するほか、集落維持や地域経済の活性化にもつながっている。

自然・文化を活かした外部からの人の受入れ

かみかつ茅葺き学校（徳島県上勝町八重地集落）

取組の概要

棚田耕作や屋根の葺き替えを魅力ある**体験**として発信し、**都市部等からのボランティアやスタディツアー**を積極的に受け入れている。

取組の効果

棚田の景観・
伝統文化の維持



美しい棚田風景



茅葺き屋根の葺き替え



八重地応援隊

関係人口の創出（集落と
都市部のつながり強化）

都市住民の福利向上

森林を活かした起業・新規事業創出の促進

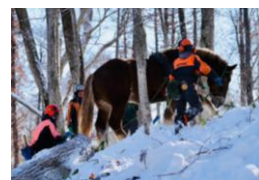
厚真町ローカルベンチャースクール（北海道厚真町）

取組の概要

「**地域おこし協力隊**」制度を活用して起業をめざす人材の育成・支援を行い、林業や森林関連の**ローカルベンチャー**が9年間で10社誕生した。

取組の効果

持続可能な管理
による**森林の維持**



馬搬による林業



未利用材を加工した「雪板」



クラフトツアーの様子

事業創出による
経済効果と雇用創出

地元の人々と**移住者**が
連携した**地域の維持・活性化**

エリアベースな取組の事例と成果—共通要素

- これら近年のエリアベースの取組の好事例からは、以下のような共通点が見てとれる。
 - エリアを特定して健全な生態系を確保する取組に、地域社会（企業・自治体・地域住民）が主体的に関わって保全の成果を得ている。
 - 保全の成果にともなって、地域社会へのヒト・モノ・カネの還流が生じている。

ヒト・モノ・カネの 還流

一次産業

観光

景観・文化

移住・雇用

その他福利

エリアにおける 健全な生態系 の確保

希少種保全

例：トキの野生復帰

外来種防除

例：マングースの根絶

里地里山管理

例：森林管理等

地域社会の主体性

取組例

企業
事業者

- ・農家等の取組（農法など）
- ・農林業等の担い手の確保
- ・自然資源を活用した事業等（製品、体験、ツアーなど）
- ・地域住民を含む体制構築
- ・企業や地域住民の取組支援
- ・ファイナンス（基金の運営等）
- ・継続的なモニタリング

地域住民

自治体等

ネイチャーポジティブ経済移行戦略 ～自然資本に立脚した企業価値の創造～

- 2024年3月、ネイチャーポジティブ経済移行戦略を環境省、農林水産省、国土交通省、経済産業省の連名で策定。
- 経済活動の自然資本への依存とその損失は、社会経済の持続可能性上の明確なリスクであり、社会経済活動を持続可能とするため、**ネイチャーポジティブ経営への移行が必要**であることを示した。

▶ 昆明・モンリオール生物多様性枠組(2022.12)

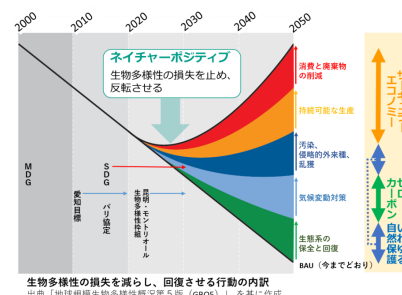
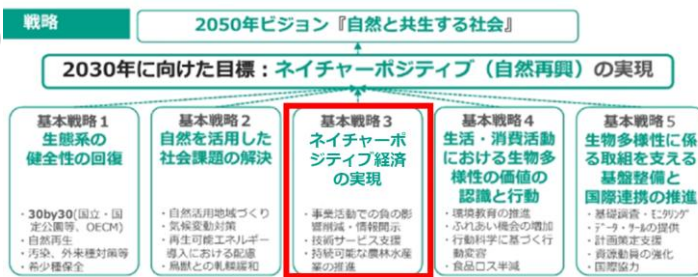


2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる（＝いわゆるネイチャーポジティブ）

▶ 生物多様性国家戦略2023-2030 (2023年3月31日閣議決定)

新世界目標を踏まえ、世界に先駆けて国家戦略を改定



▶ 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」 (2024年3月29日公表) 4省連名で策定

- ネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）は、企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネス機会

① 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

② ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

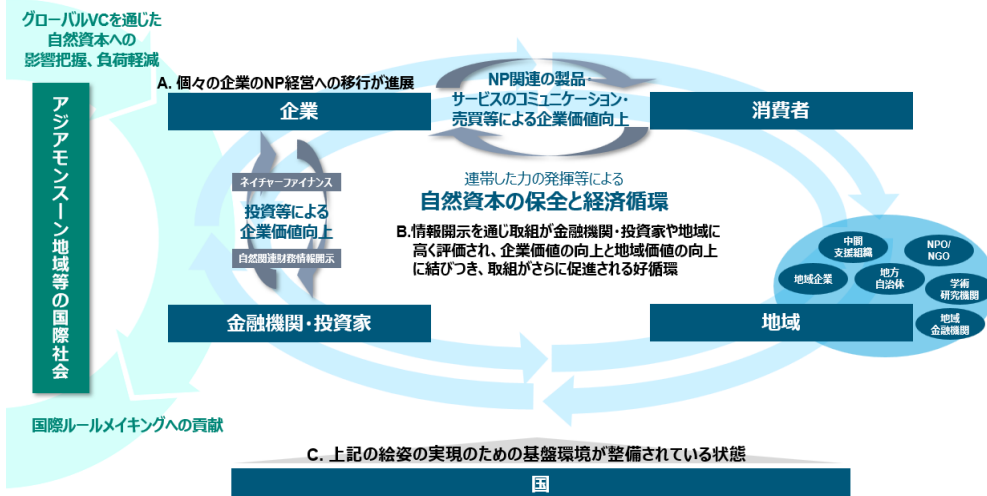
③ 国の施策によるバックアップ

(ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う企業の価値創造プロセスと対応する国の施策)

ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）

- 2025年7月、**戦略に基づいたロードマップ（2025-2030年）を策定**。2030年NP経済への移行の実現に向け、**国の施策の方向性の全体像及び各種ステークホルダーに期待するアクション等を具体化**
- **企業のNP経営への移行の進展**と同時に、**金融機関・投資家のネイチャーファイナンス拡大、消費者行動変容による市場形成、NPな地域づくり、国際競争力向上の観点**からNP経済を実現

ネイチャーポジティブ経済移行後の状態（絵姿）



視点①

NPな地域づくりで
企業と地域の価値向上

- ・企業価値向上と地域価値向上の同時実現 ～自然共生サイトなど
- ・NPな地域づくりの体制強化（面的な取組展開） ～生物多様性地域戦略など



視点②

情報開示促進・ネイチャー
ファイナンスの拡大による
企業のNP経営の実践

- ・生物多様性・自然資本のデータ整備
- ・生物多様性・自然資本の価値取引を見据えた価値評価
- ・NP経営移行による「企業価値向上ストーリー」の確立・浸透
- ・ネイチャーファイナンスの拡大・質向上
- ・消費者側の意識・行動変容への仕掛け



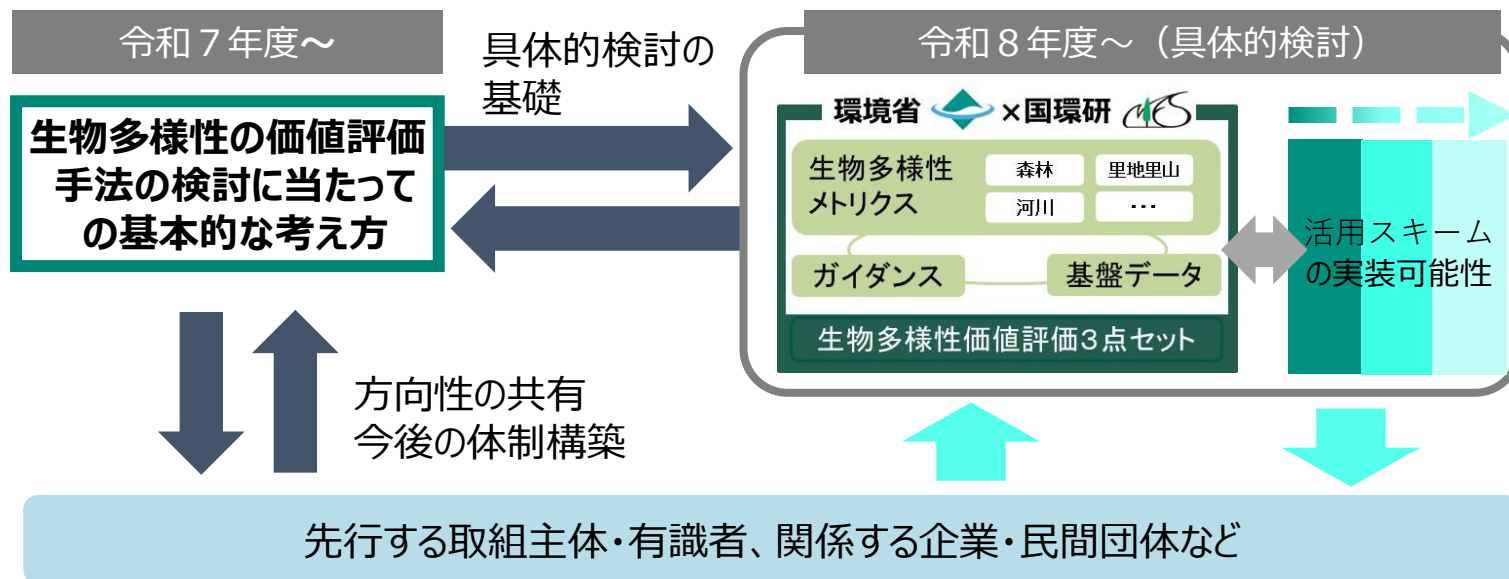
視点③

国際ルールメイキング等
による企業の国際競争力強化

- ・調達におけるNP配慮の推進
- ・自然領域における国際ルールメイキング参画

生物多様性の価値評価について

- 令和7年9月より「**生物多様性の価値評価に関する検討会**」を設置し、生物多様性保全に対する民間資源動員の拡大に向けた価値取引等の社会経済的な仕組みづくりも見据え、日本の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価の在り方について検討している。
- 令和7年度は、「**生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方**」を令和8年3月に取りまとめた。令和8年度以降、環境省自然環境局自然環境計画課と国立環境研究所で取り組む価値評価手法の具体的検討や、自然共生サイトにおける評価手法の試行に取り組む際の基礎とする。
- 本基本的な考え方は、**日本を含むアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然の特徴を踏まえ、「価値評価にあたって満たすべき要件」と「価値評価の活用に向けて」のそれぞれのフェーズで重視・留意すべき点を記載しており、令和8年度以降も議論の進展や国際動向に応じて充実を図っていく。**



生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方（概要）



1. はじめに

日本の自然の特徴を踏まえた価値評価の在り方について検討、グリーンウォッシュとならず実質的なNPを目指す、**環境省が進める検討の基礎**、今後の動向に応じてブラッシュアップ

2. 背景

国内外の動向、意義（**二次的自然環境の重要性や価値評価手法を提示、各主体の貢献度が「見える化」され適切に評価されることが重要**）

3. 対象と留意事項

（1）目指す姿：二次的自然環境のもつ価値を適切に評価、国際的にも応用できる手法により**生物多様性保全の長期的な確保・進展および生物多様性豊かな我が国の自然の保全再生につながる**

（2）価値評価の対象：生物多様性の状態 ※経済的価値評価とは異なる。

（3）我が国の自然環境の価値評価に当たってのポイント：①**モザイク性** ②**管理コスト** ③**地域の生業・暮らし・伝統文化**

（4）既存の生物多様性オフセットや炭素市場からの教訓：**地域性や複合的な評価**の必要性

4. 価値評価の基本的な視点

（1）価値評価にあたって満たすべき要件

①効果的かつ頑強な価値評価の観点

1）生物多様性の状態の適切な評価 2）目標設定／目標を設定する枠組みの提示
3）不確実性への対応（安全率やバッファの考え方） 4）長期的視点の重視（世代を超えた価値の維持） 5）空間的視点（規模・サイズ、生態系ネットワーク・流域単位・モザイク構造等）

②データ取扱の観点

1）原則（検証可能、継続的なデータ取得重視、適切な更新頻度・精度等） 2）現場データの重視 3）データの取扱い（データの長所・短所や活用方法を踏まえた使い分け等） 4）希少種情報の取り扱い

（2）価値評価の活用に向けて

①活用スキームのセーフガード

1）ミティゲーションヒエラルキーの徹底 2）代替不可の場所の設定 3）不確実性への対応（安全率等） 4）長期的視点の重視 5）空間的視点の重視 6）リーケージの考慮

②確実性・透明性の確保

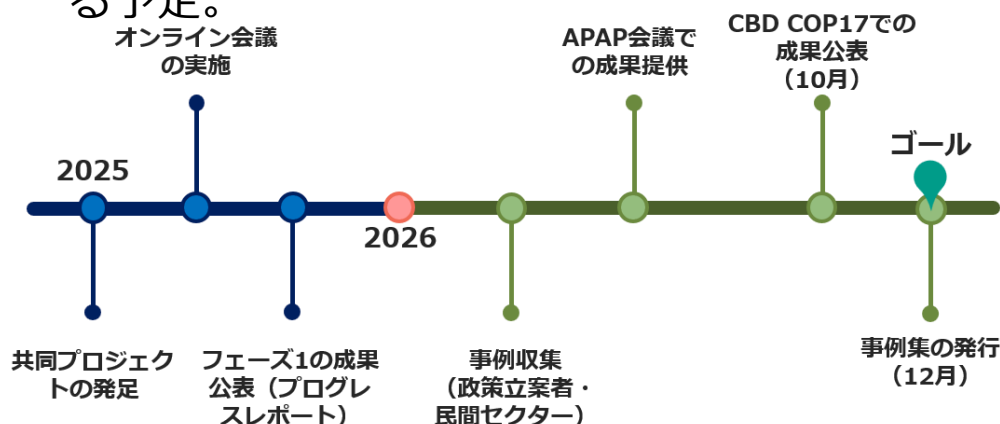
1）耐久性・公平性・包摂性・第三者監査・ガバナンス 2）わかりやすさ・見える化
3）地域への配慮と貢献 4）国際的な制度との整合性

5. ステークホルダーの役割と期待

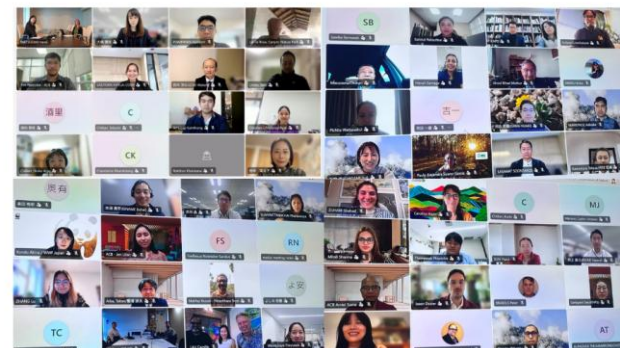
（1）活用スキームの設計・運用者（2）企業・金融機関
（3）現場の管理者（NPO・保全団体、事業者等）（4）地域住民（5）行政機関

◎国際自然保護連合(IUCN)・経団連自然保護協議会(KNCC)と連携した 「OECMを通じた生物多様性保全への民間セクターの参画促進プロジェクト」

- 日本をはじめとする世界各国の民間セクターが主導するOECMの優良事例を収集し、民間セクター参画に関する課題等をガイドブックとして整理し、COP17（2026年）で発表する予定。



[Expanding Conservation Impact: A Discussion on Non-State Actor Engagement in OECMs - Story | IUCN](#)



Participants joined online to exchange knowledge ©IUCN

◎APAP(アジア保護地域パートナーシップ)のOECMワークショップ

- 参加者：40名
 - APAP加盟国等の政府・関係者（タイ、韓国、マレーシア、インド、スリランカ、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、中国、ベトナム、日本、アルメニア）
 - 国際機関（IUCN、ACB、ICIMOD、CTI-CFF、IPSI他）、専門家
- 2024年に作成したAPAP OECMロードマップの進捗評価、2030年に向けたアップデート



生物多様性地域戦略の位置づけと策定状況

地域の実情や社会条件を踏まえた**独自性のある地域戦略**に基づき、**世界～国～地域まで整合・一貫した取組**が重要。

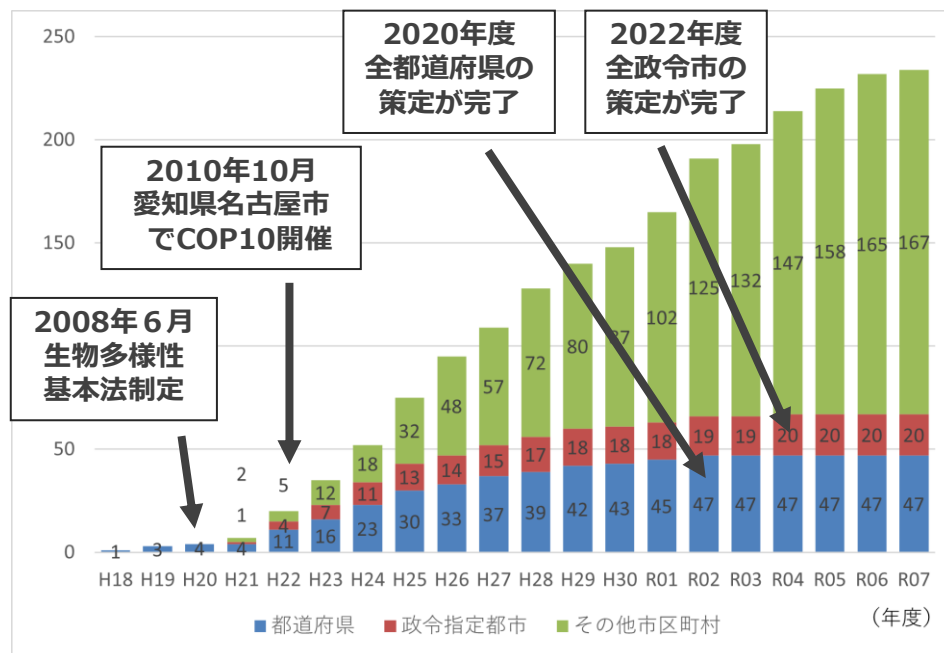
令和8年1月1日時点

地域戦略策定自治体数：全234自治体

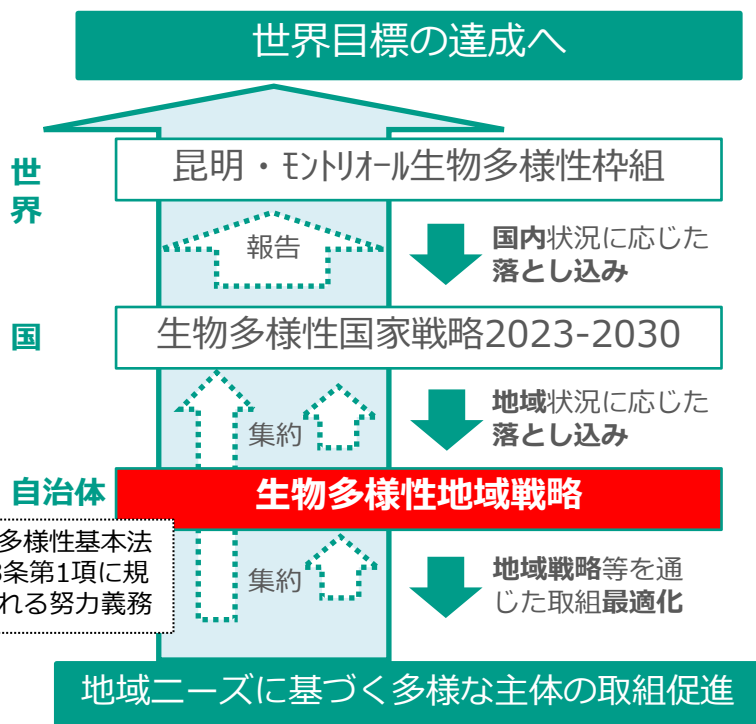
✓47都道府県（100%）

✓20政令指定都市（100%）

✓167市区町村*（約10%）*政令指定都市除く



- ・環境基本計画や緑の基本計画との統合的な策定事例も増加
- ・複数の市町村が共同して策定する事例も見られる（現在4例）



生物多様性地域戦略とは・・・

地域を支える土台である、生物多様性・自然資本を保全・管理するための、全ての土台となる計画です

魅力ある持続可能な地域

他地域

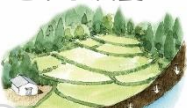
価値

生物多様性・自然資本から得られる便益・効果

レクリエーション・エコ
ツーリズム



地下水涵養



田んぼダム、洪水調
整



地域コミュニティの
形成



移住・定住促進



山林の管理、
崩壊防止



環境保全型
水産業

資源

資源

獣害対策



環境保全型農業



草刈りやごみ拾いなど、
住民の手による管理



生物多様性地域戦略

(生物多様性・自然資本に直接的に関係する事項に限らず、管理・活用、関係する社会経済的行為、これらを支えるための資源動員まで含む)

自然の直
接的管理

自然の恵
みの活用

自然関連
の生業の
継続

行動変容
と市民参
加

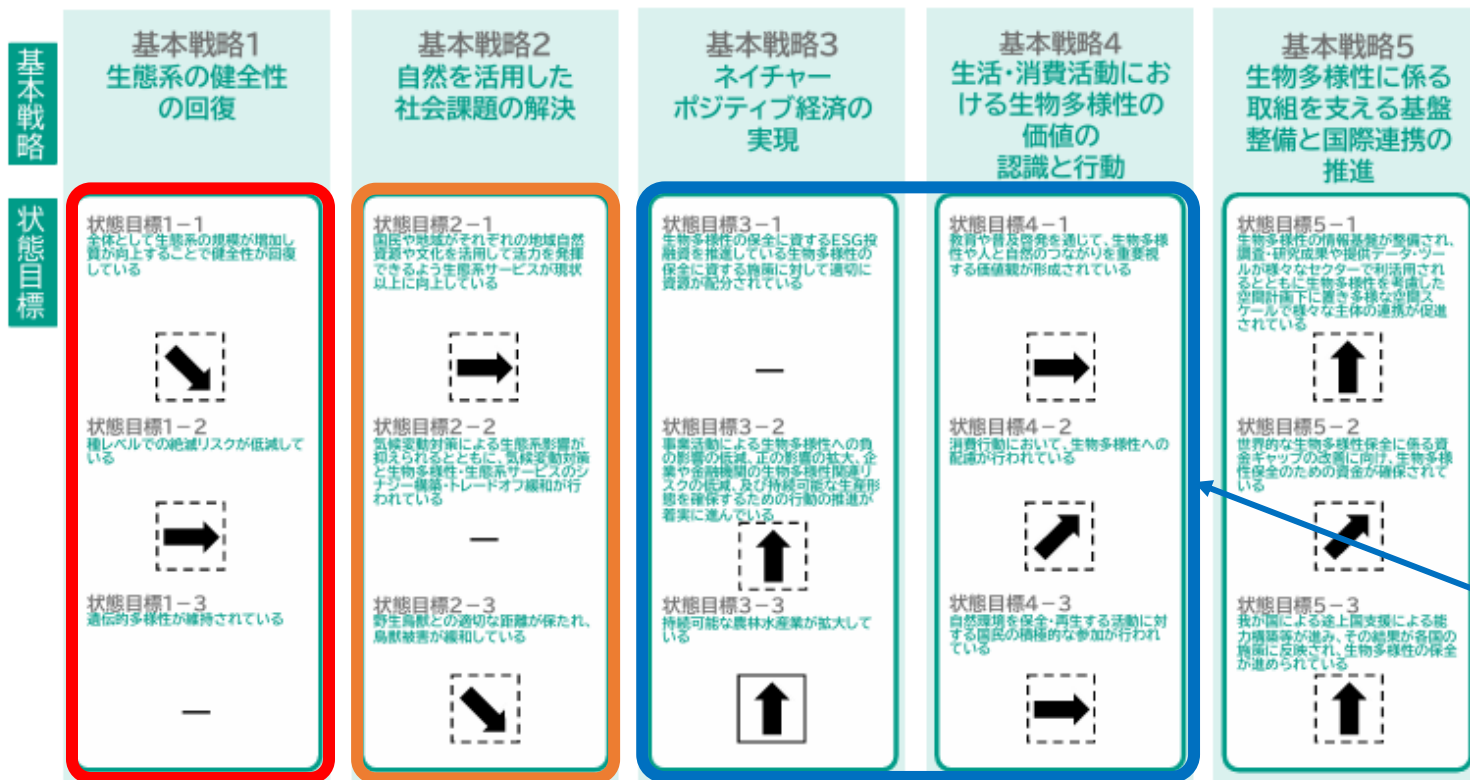
データ蓄
積と根拠
ある施策

4. 日本の生物多様性の現状

JBO 4 中間提言

- 2025年にJBO4（Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言が公表された。
- 生物多様性の損失傾向は全体的に依然として継続していると評価された。
- ただし、生物多様性の損失の背景にある社会経済状況については、部分的であるが改善していると評価された。
- 2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて、産官学民が連携・協働した取組を実施・加速することが必要とされた。

注：生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4）に向けた中間提言（2025年10月環境省 生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会）



■ 生物多様性の状態は、全体として損失傾向が続いている。特に里地里山や二次草原等の自然環境を保全等する活動が求められている（国家戦略の状態目標 1 関係）

■ 生態系サービスの状態についても回復するまでには至っていない（国家戦略の状態目標 2 関係）

■ 事業活動による影響の低減や持続可能な農林水産業の拡大、消費行動における配慮など、生物多様性の損失の背景にある社会経済状況に関しては改善が図られつつある（国家戦略の状態目標 3、4 関係）

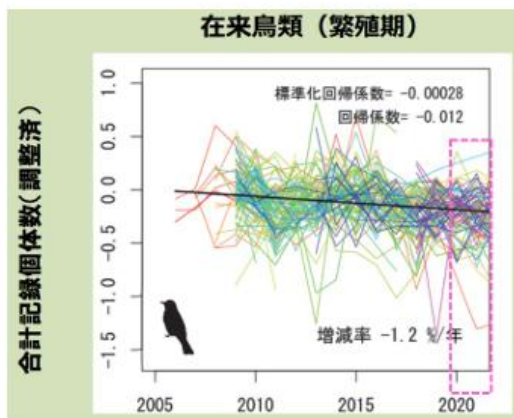
■ JBO 4 中間提言は生態系の健全性に関して以下のような指摘。

- ・生物多様性の損失傾向の継続には、里地里山や二次草原・草地など身近な自然の変化が影響。サンゴ礁生態系の劣化は白化現象が主な要因。
- ・開発、管理不足に加えて、外来種、気候変動等の要因が**複合的に作用**している可能性。
- ・里地里山などで、多様な主体の参画の下、自然環境を保全・再生・創出する活動の重要性の増大。

生態系区分別の健全性

森林	全体	↗	↗
	自然草原	→	
	自然林	→	
	二次林	↑	
	人工林	→	
農地	全体	↑	■
	水田	→	
	畑・果樹地・牧草地	↑	
	二次草原・草地	↘	
	里地里山	↓	
都市	創出緑地	-	-
陸水域	全体	→	■
	河川	-	
	湖沼	↑	
	高層・中間湿原	-	
	低層湿原・湿地	-	
サンゴ礁		↘	↘
干潟・砂浜	干潟	-	→
	砂浜	→	

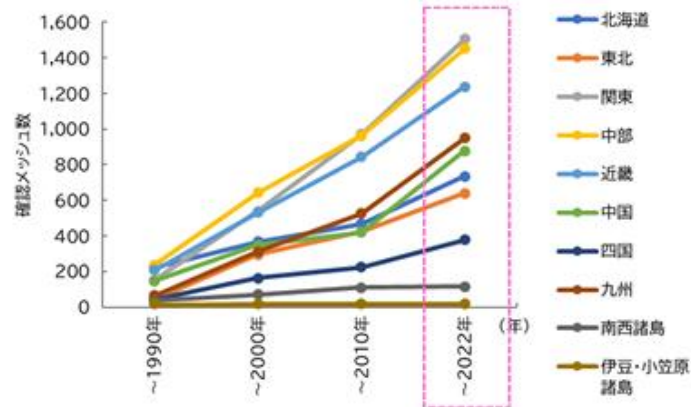
○判断は困難だが、生態系の健全性は総合的に低下
○これには二次草原・草地及び里地里山、サンゴ礁生態系などが劣化傾向にあると考えられることが影響。



里地の在来鳥類の個体数は減少傾向

生態系の健全性劣化の要因

従来の開発や管理不足に加えて、気候変動による影響や外来生物の増加・分布拡大等が確認されており、生物多様性の状態はこれらの直接要因からも影響を受けている可能性。



特定外来生物の種類数や分布域は増加・拡大傾向

保護地域がカバーする自然環境

- 一定程度の重要地域は保護地域でカバーされるが、里地里山のカバーは限定的である。
- 絶滅危惧種の分布域に占める保護地域割合は、高山帯、森林、島嶼の種で高く、里地里山の種では低い。

既存の保護地域に含まれる重要地域の面積割合

重要地域は、自然公園などの保護地域と一定程度重複しているが、重要里地里山など一部の重要地域は最大で10%程度に留まっている。

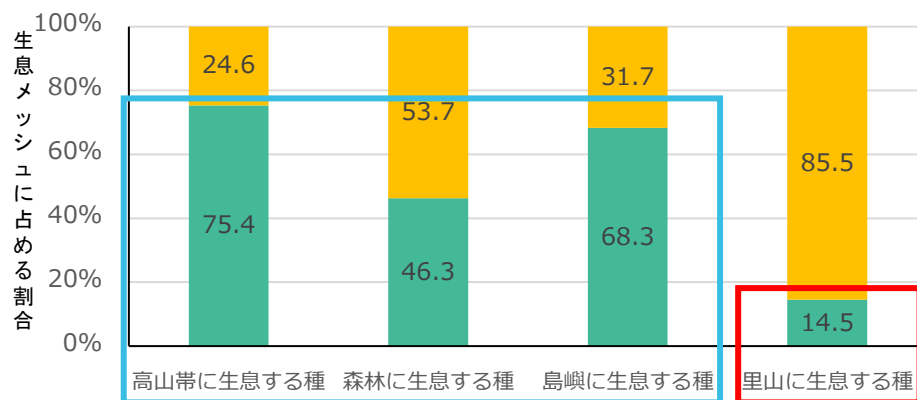
		重要地域					
		すぐれた自然	重要湿地	重要里地里山	特定植物群落	重要地域 A	重要地域 B
自然公園	国立公園	18.9%	12.2%	9.1%	36.7%	27.6%	43.1%
	国定公園	10.7%	9.3%	5.4%	16.8%	11.4%	23.6%
	都道府県立自然公園	9.9%	5.5%	6.6%	8.1%	8.0%	5.5%
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	0.1%	-	-	0.3%	0.2%	0.3%
	自然環境保全地域	0.4%	0.0%	0.0%	1.0%	0.6%	0.6%
	都道府県自然環境保全地域	0.5%	0.1%	0.2%	2.5%	0.8%	1.0%
	鳥獣保護区	8.3%	4.2%	2.0%	14.6%	9.8%	20.8%
鳥獣保護区	国指定鳥獣保護区	8.3%	4.2%	2.0%	14.6%	9.8%	20.8%
	都道府県指定鳥獣保護区	15.4%	10.1%	6.5%	28.6%	20.1%	30.5%
森林生態系保護地域		6.0%	1.7%	0.5%	20.5%	18.9%	26.5%
希少個体群保護林		0.3%	0.1%	0.1%	0.9%	0.5%	0.6%
生物群集保護林		3.0%	1.1%	0.3%	12.4%	5.4%	11.7%
緑の回廊		3.2%	0.3%	1.7%	5.0%	6.8%	4.7%

※重要地域 A（396地域）・B（1195地域）は、生物学的特性から国土を10地域に区分した国土区分ごとに、注目すべき重要な自然生態系として示されたもの（環境省、2001。とりまとめ報告書p.78参照）。

※自然環境保全基礎調査 総合解析とりまとめ報告書 概要版(案)P34の表を一部加工

生態系ごとの絶滅危惧種の分布メッシュにおける保護地域の占める割合

- ・ 絶滅危惧種のうち、高山帯、森林、島嶼部に生息する種は分布域に占める保護地域の割合が、国土に占める保護地域の割合（20.5%）より大きい。
- ・ 一方で、絶滅危惧種のうち、里地里山に生息する種では、分布域に占める保護地域の割合が、国土に占める保護地域の割合（20.5%）より小さい。



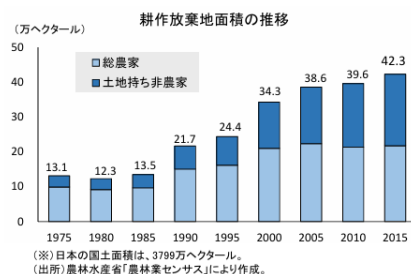
※自然環境保全基礎調査 総合解析とりまとめ報告書 概要版(案) P35-36の表を元に算出

■ 保護地域内の生息メッシュ割合
■ 保護地域外に生息メッシュ割合

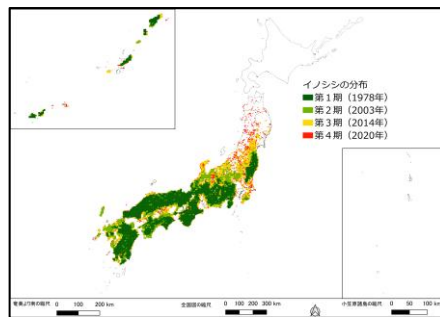
生物多様性第2の危機によるハビタットと動物相の変化

- 耕作放棄地の増加等により、クマ類やイノシシ、シカなどの中大型哺乳類の分布域が拡大している。
- 二次草原の面積、農地や草原に生息する鳥類の個体数は減少している。

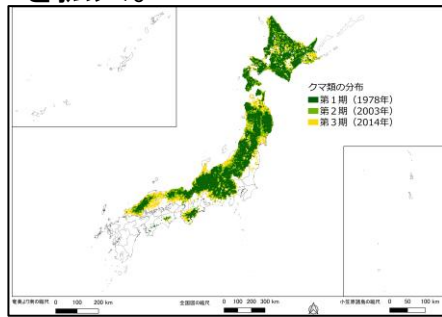
耕作放棄地の面積変化とイノシシ・クマ類の分布変化



- ・ 耕作放棄地面積は、1975年から2015年まで増加傾向
- ・ 中大型哺乳類の分布域の拡大には、耕作放棄地の増加と降雪量の減少が影響している (Baek et al., 2025)
- ・ イノシシは日本海側や東北地方、クマ類は東北地方や西日本において分布を拡大。

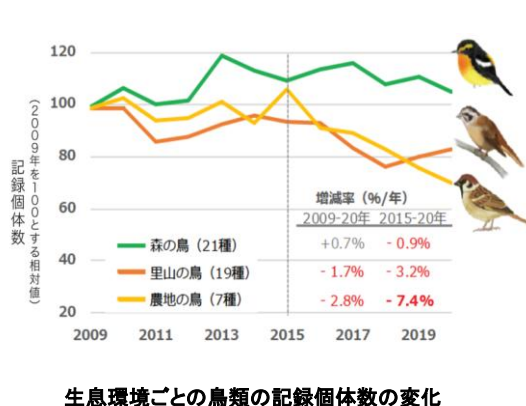
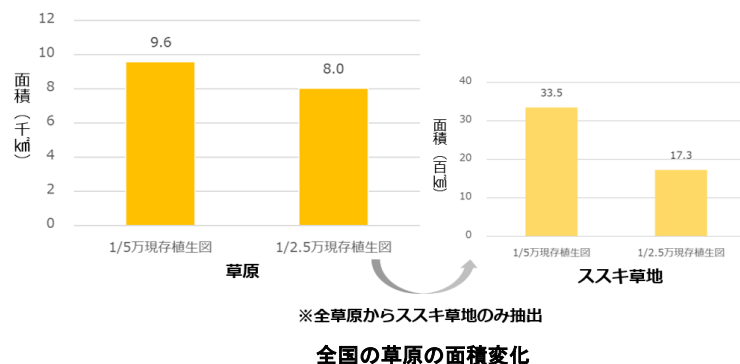


イノシシの分布変化



クマ類の分布変化

二次草原の面積変化と生息環境ごとの鳥類の個体数変化



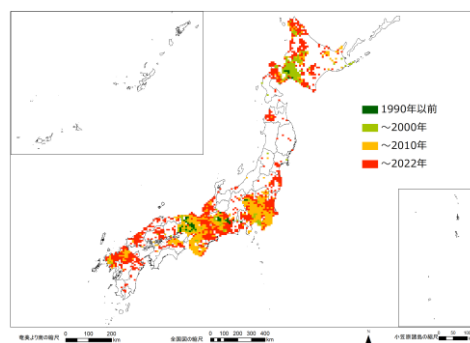
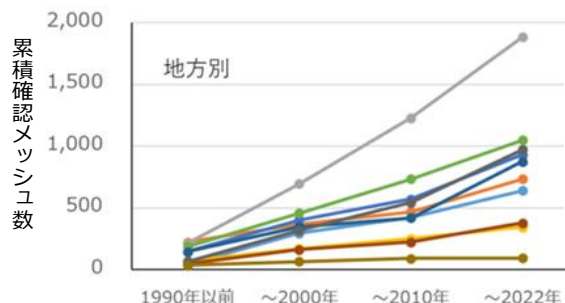
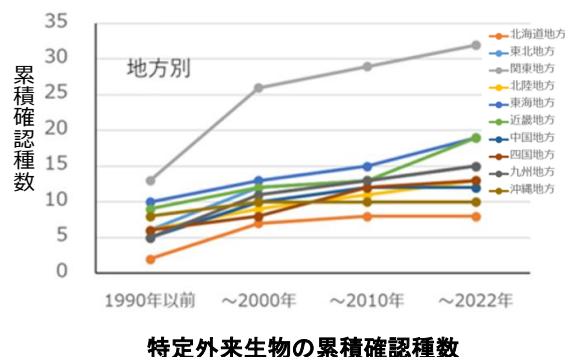
- ・ 火入れや草刈りなど人の手によって維持されてきたススキ草地などの二次草原を中心に、草原面積は減少
- ・ 森林性の鳥類の個体数は安定している一方で、農地や草原などの開けた環境を好む鳥類の個体数は2015年以降急速に減少している

生物多様性第3の危機・第4の危機の影響

- 特定外来生物の種数及び生息確認地域は共に全国で増加・拡大している。
- いくつかの動物で気温上昇によるものと思われる分布域の北上が確認されている。

全国で急速に分布を拡大する特定外来生物

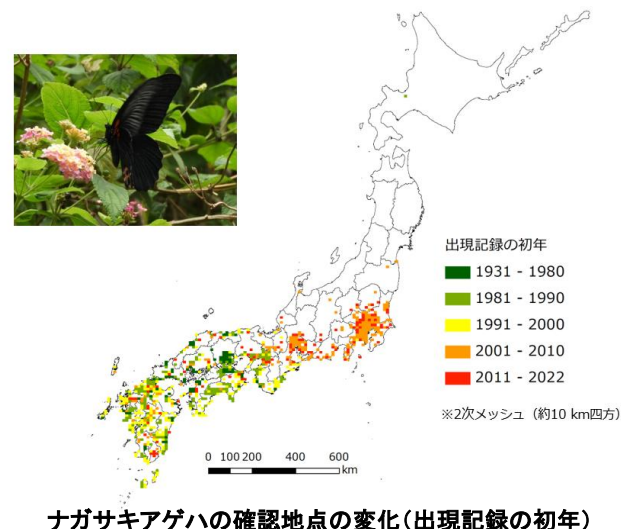
- ・ 特定外来生物のうち動物40種類について、過去30年の間に生息確認メッシュと種数が全国で急速に拡大。
- ・ 特にアライグマは確認メッシュ数が最も多く、1960年代から各地の山間部や郊外に定着し、現在も急速な分布拡大が続いている。在来生物への悪影響や農業被害も深刻である。



アライグマの確認地点の変化
(出現記録の初年)

温暖化による分布の北上

- ・ 南方性のチョウ類、トンボ類で分布の北上が確認されている。
- ・ 南方性の昆虫であるナガサキアゲハでは、気温の上昇及び幼虫の食草となる柑橘類の栽培地域拡大により、分布確認地点が北上している（北原ら 2001, 井上・石井2016）。



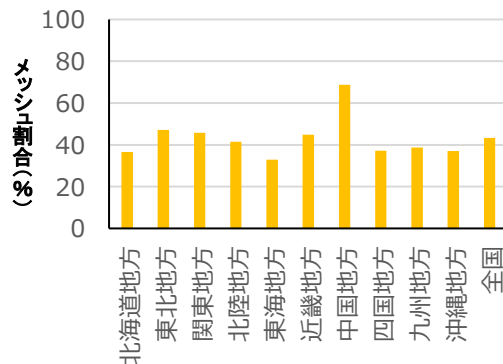
出典) 自然環境保全基礎調査 総合解析とりまとめ報告書(案)
自然環境保全基礎調査 総合解析とりまとめ報告書 概要版(案)
北原正彦・入来正躬・清水 剛 (2001) 日本におけるナガサキアゲハ (*Papilio memnon* Linnaeus) の分布の拡大と気候温暖化の関係。蝶と蛾 52: 253-264.
井上大成, 石井実 (2016) :『チョウの分布拡大』。北隆館, 457p

二次的自然環境（里地里山）の重要性

- 里地里山は国土の4割を占め、その半分以上が中山間地である。
- 里地里山における耕作地は、生物の生息地として機能するように適切に管理されれば、湿地及び草原の生態学的連続性を向上させる可能性がある。

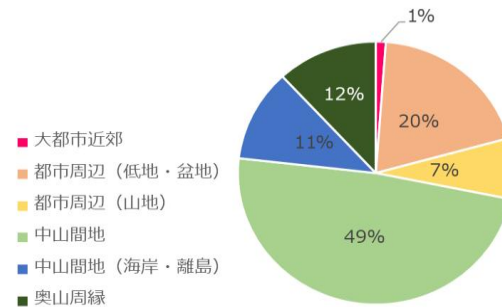
里地里山の重要性と経年変化

- ・「里地里山」は国土の4割を占め、里地里山メッシュ全体の6割を中山間地が占める。
- ・里地里山構成要素である耕作地は、湿地及び草原の連続性を向上させる可能性がある。
- ・一方で、産業構造の変化や管理の担い手不足等により、耕作地の面積は減少している

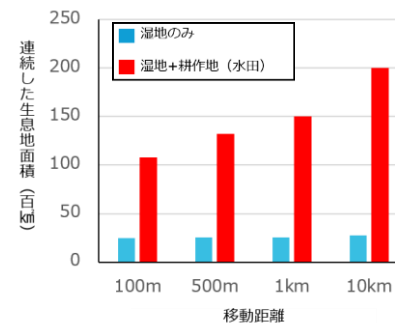


全三次メッシュに占める
里地里山メッシュの割合※

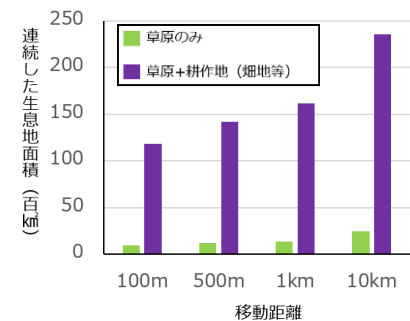
※(1/2.5万現存植生図より算出)



里地里山の類型区分の割合



「連続した湿地」の面積

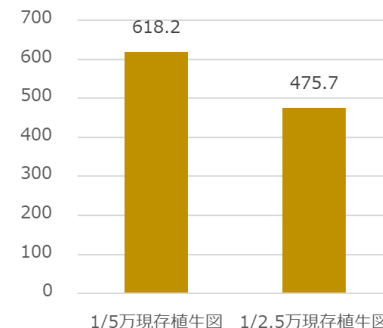


「連続した草原」の面積

※自然環境保全基礎調査 総合解析とりまとめ報告書(案)表2-2-12.2-2-13
から算出

※「連続した生育地面積」は、ある動物の移動可能な範囲内にある生息に適した
特定の環境の面積を基に算出。

※x軸は湿地又は草原を利用する生物が移動可能な距離の想定



耕作地の面積変化

出典)自然環境保全基礎調査 総合解析とりまとめ報告書(案)
自然環境保全基礎調査 総合解析とりまとめ報告書 概要版(案)

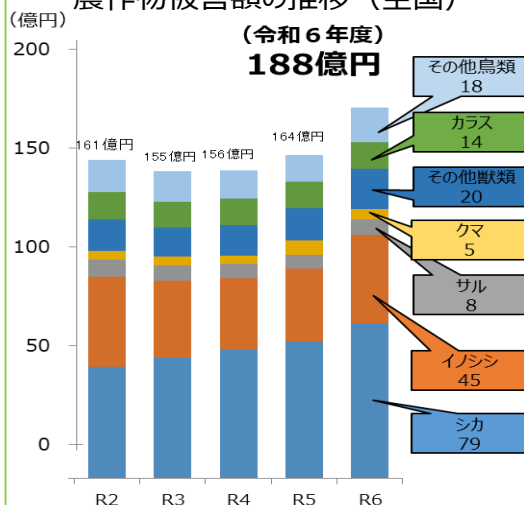
鳥獣（ニホンジカ・イノシシ等）被害

- ニホンジカ、イノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化。
- 個体数半減目標達成のためには更なる捕獲強化が必要。

鳥獣による各種被害

農作物被害

農作物被害額の推移（全国）



生活環境・生態系被害

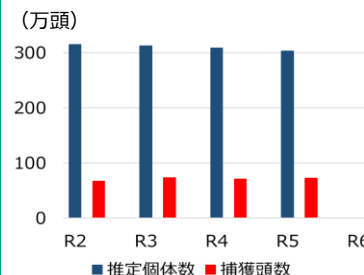


滋賀県・岐阜県の伊吹山において、ニホンジカの食害等により、草原植生が衰退・裸地化し、土壌の浸食が急速に進行。令和6年7月に土砂災害が発生。麓の住宅地や生活道が被災。



平成16年に東京都奥多摩町で、被害面積14haの土砂流出が発生し、水源地での取水ができなくなる事態が発生（第6期東京都第二種シカ管理計画。令和4年、東京都）

ニホンジカの推定個体数と捕獲数の推移



推定個体数：303万頭 →

捕獲数：74万頭 →

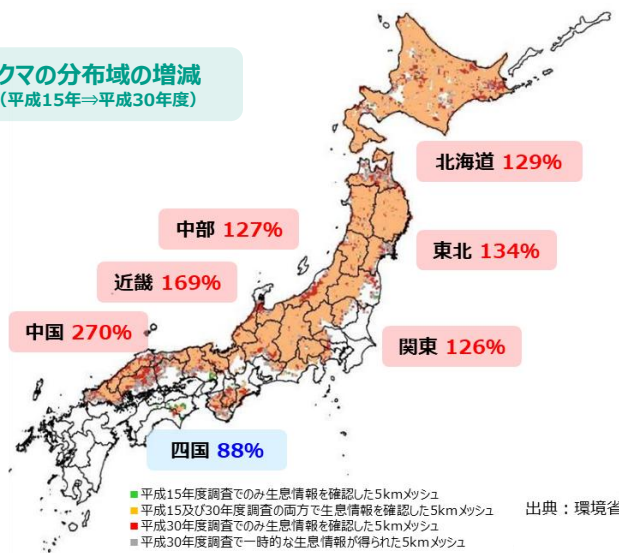
・捕獲数は増加しているものの、個体数を半減するためには、**さらなる捕獲強化が必要**

クマの分布拡大と被害の増加

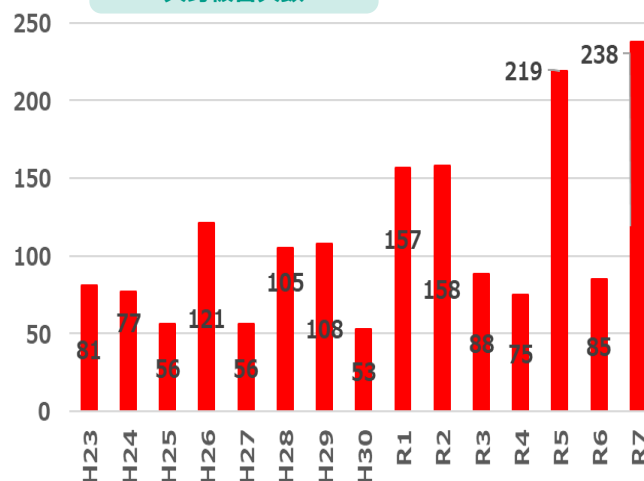
クマの分布域拡大と被害の増加

- **ヒグマの分布域は約1.3倍に拡大**（平成15年⇒平成30年度）
推定個体数（令和5年度）は12,180頭で**30年間で2倍以上に増加**
- **ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大**（平成15年⇒平成30年度）
- 人口減少・高齢化等により、**クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大**、令和7年度に、**人身被害が多数発生（238人）**

クマの分布域の増減
(平成15年⇒平成30年度)



クマによる
人身被害人数



※R7年度は3月末までの速報値

令和7年度のクマによる被害



- ・出没情報（50,776件）
- ・人身被害件数（216件）
- ・人身被害者数（238人）
- ・死者数（13人）

いずれも
過去最多

「クマ被害対策ロードマップ」（令和8年3月）

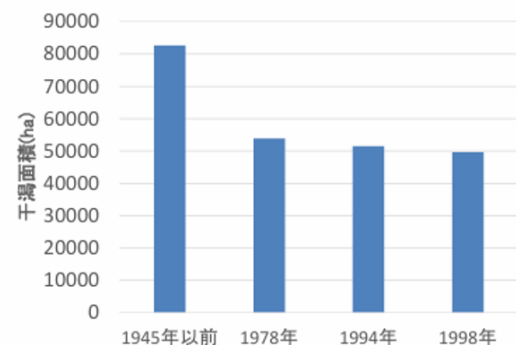
- クマ被害対策等に関する関係閣僚会議で決定
- 目指す将来像：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る
- 評価指標：緊急的な対応体制の確保、推定個体数・捕獲目標数の明確化、ゾーニング管理計画の策定

沿岸生態系（干潟）の変化

- 1945年以前から2000年ころまでの間に埋立等により、全国の約4割の干潟が消失。
- 国内の干潟に生息するシギ・チドリ類の個体数は、2000年から2022年にかけて約半減。

全国的な干潟の消失

- 高度経済成長期の埋立事業により、全国の干潟の約4割が消失した。
- 1980年代と1990年代の干潟面積を比較した結果、最大の干潟面積を持つ有明海は、消失した面積も最大となった。



干潟面積の経年変化

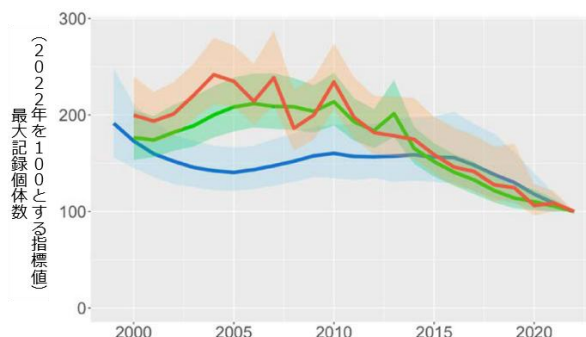


1990年代の有明海における現存干潟と消失干潟

背景には地理院地図の標準地図を使用

干潟を利用するシギ・チドリ類の個体数変化

- 国内の干潟を利用するシギ・チドリ類の個体数は、2000年から2022年にかけて約半減した。
- 上記の要因として、利用可能な湿地の減少や、餌生物となる生き物の減少など、生息地環境の悪化が考えられる。



干潟を生息環境とするシギ・チドリ類の個体数指数の変化

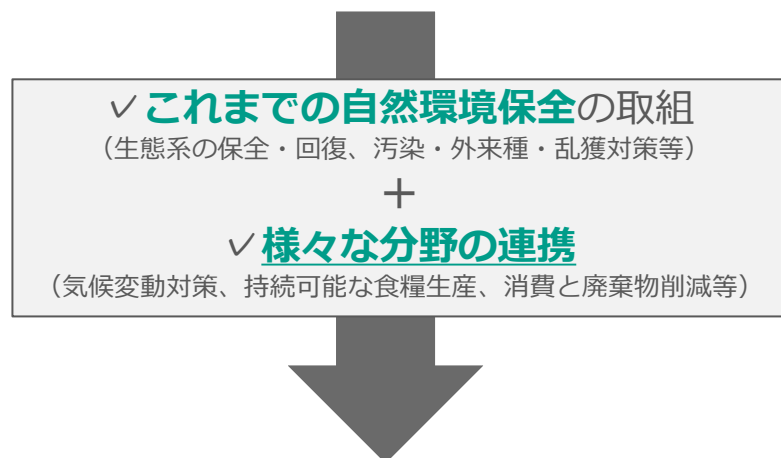
実線は中央値、範囲は95%信用区間。緑色は春期、赤色は秋期、青色は冬期。

出典) 自然環境保全基礎調査総合解析とりまとめ報告書 概要版(案)
[モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査2004-2022年度とりまとめ報告書](#)
[モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット](#)
[水産庁HP, 「干潟の働きと現状」](#)

5. 30by30達成と その先の自然共生社会の実現に向けて

地球の持続可能性の実現に向けては、 横断的な「社会変革 (transformative change)」が必要

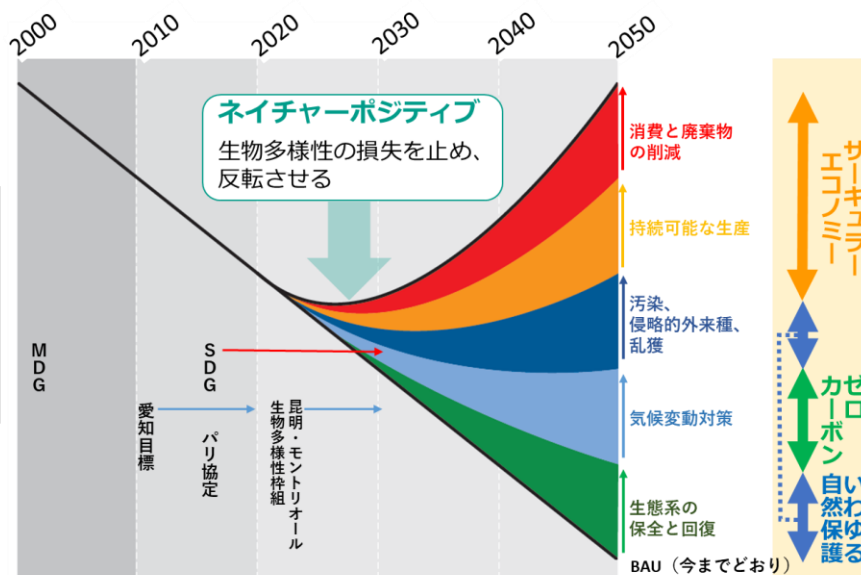
- 「今までどおり」のシナリオでは、
生物多様性は損失し続ける



- 2030年以降には**生物多様性の純増加**
につながる可能性がある

= **ネイチャーポジティブ**
生物多様性の損失を止め、反転させる

出典：IPBES 地球規模評価報告書 (2019)



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典「地球規模生物多様性概況第5版 (GBOS)」を基に作成

「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター
だいたらポジー
DAIDARAPOSIE



目指す方向性イメージ

- 生物多様性保全に資する取組を地域のグランドデザインのもと様々な施策と掛け合わせて、戦略的に推進することで、多様なステークホルダーを巻き込み、ヒト・モノ・カネの好循環につなげ、社会全体で実効性のある30by30の実現とその先の自然共生社会につなげる。

社会全体で実効性のある30%の実現とその先の自然共生社会へ

地域のグランドデザイン

目指す姿

- 地域の自然資本を活かしたまちづくり・産業づくり
- ネイチャーポジティブ経済への移行
- 環境保全を通じたウェルビーイングの向上

戦略的配置

生物多様性保全に資する取組

エリアベースの取組

- ・ 保護地域
- ・ 自然共生サイト
- ・ OECM

関連する施策 × 緊密に連携

- ・ 希少種保全
- ・ 外来生物対策 等

様々なエリアベースな施策

- ・ 農林水産業
- ・ 防災・減災、流域治水等
- ・ 再生可能エネルギー
- ・ 鳥獣保護管理

相乗効果

ヒト・モノ・カネ
好循環
の仕組み

1. はじめに

2. 取組の進捗状況評価

3. 今後の方向性（総括）のたたき台

- ① 自然共生サイトを通じた民間の取組の裾野の更なる拡大
- ② 30by30目標達成に向けた取組の加速化と保全の質の向上
- ③ 自然資本の保全と活用を両立する戦略的空間配置と地域グランドデザインの構築
- ④ 生物多様性の価値評価・価値活用とネイチャーファイナンスの推進
- ⑤ ネイチャーテック（自然関連技術）の実装を支えるデータ・技術基盤の整備

今後の方向性（総括）のたたき台

① 自然共生サイトを通じた民間の取組の裾野の更なる拡大

- ネイチャーポジティブの取組の参画促進のために自然共生サイトの価値をどう高めていけるのか。

② 30by30目標達成に向けた取組の加速化と保全の質の向上

- 目標達成に向けて、重要な地域の保全や生態系ネットワークの構築をどう進めていくか。

③ 自然資本の保全と活用の相乗効果を生む戦略的空間配置と地域グランドデザインの構築

- 農林水産業、グリーンインフラ、鳥獣保護管理、再生可能エネルギー等の各分野の取組が生物多様性保全にも貢献するために、これらの取組をどう配置し最適化していくか。
- 地域のグランドデザインの構築のためにどのような観点やプロセスが必要か。生物多様性地域戦略等の地域計画に何を盛り込むべきか。

④ 生物多様性の価値評価・価値活用とネイチャーポジティブ経済への移行

- 企業価値と地域価値を向上するために、どう生物多様性の価値を評価し、活用すべきか。
- ネイチャーポジティブ経済への移行に向けて、企業・自治体・地域住民はどう関わっていけるか。

⑤ ネイチャーテック（自然関連技術）の実装を支えるデータ・技術基盤の整備

- 様々な主体の取組加速のために、保全や管理の技術をどう確立し広げていけるか。
- 革新的な技術や手法の開発をどう促していけるか。

參考資料

生物多様性国家戦略 中間評価

第7回国別報告書と国家戦略中間評価の背景

◆生物多様性条約第7回国別報告書

- 締約国は、条約の実施のために取った施策と、それらの施策の有効性について、国別報告書として、およそ4年に一度条約事務局に報告することが求められている（根拠：条約第26条）。
- 今般、**第7回国別報告書を2026年2月28日までに提出**することが求められている。提出した国別報告書は、COP17（2026年10月開催）で議論に付される**グローバルレビュー（※）の情報源**とされる。
※締約国によるGBF実施の進捗状況を把握・分析。必要に応じて締約国における取組の見直しや努力量の向上に活用。これに先立ち、グローバルレポート（締約国からの情報や科学的な文献等をデータ諸元とし、生物多様性の状態やGBFの各ターゲットとゴールの進捗等をまとめる報告書）が作成される予定。
- 第7回国別報告書の様式はCOP16において決定され、昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）を踏まえて設定した**国別目標（生物多様性国家戦略に掲げた目標）の進捗状況等を報告**する必要。

◆生物多様性国家戦略2023-2030の中間評価

- 生物多様性国家戦略2023-2030において、「本戦略の実施状況の点検・評価に当たっては、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に実施することとする。具体的には、グローバルレビューに向けて各国に提出が求められる**国別報告書を作成するタイミングに合わせ、指標や個別施策の実施状況の周期的な点検や、本戦略の中間評価や最終評価を行う。**」こととされている。
- 中間評価に必要な項目は国家戦略の部ごとに下記のとおり。
 - ・第1部：5つの基本戦略に掲げている**全40の国別目標（※）の進捗状況**
※状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）の全40個
 - ・第2部：**全392の具体的施策**の進捗状況

全体方針として、国別報告書と国家戦略の中間評価で重複する作業を一本化（パブコメの一体的な実施等）し、作業全体の効率化を図った

第7回国別報告書と国家戦略中間評価の構成・関係

- 第7回国別報告書の構成・評価項目は、生物多様性条約COP16において決定。
- 国家戦略中間評価の構成・評価項目は、第7回国別報告書への活用を見据えて、**同報告書様式に一部対応させた（赤枠部分の対応関係）**。
- 特に、**主な結果にあたる部分（太字部分）**について概要を説明する。

第7回国別報告書

セクション	項目
セクションⅠ 報告書作成プロセスの概要	国名、担当者、連絡先、報告書作成の方法論など
セクションⅡ 新枠組に沿った国家戦略の改訂・更新状況	GBFとの対応、作成におけるステークホルダー関与、法的位置づけ、点検・評価の方法など
セクションⅢ 国別目標に対する進捗状況の評価	① 実施した主な取組概要 ② 目標達成に向けた進捗のレベル(6段階) ③ 主な成果や進捗状況 ④ 主な課題や今後の方針 ⑤ ヘッドライン指標に係るデータ ⑥ バイナリー指標への回答 ⑦ その他指標（コンポーネント指標、コンプリメンタリー指標、他国別指標）に係るデータ（任意） ⑧ 取組の有効性を示す事例等 ⑨ SDGs等への貢献（任意）
セクションⅣ 新枠組のグローバルゴールに貢献する国の進捗状況の評価	グローバルゴールに貢献する国内進捗の概要等
セクションⅤ 生物多様性条約および新枠組の国内実施に関する結論	条約および新枠組の実施に関する総合的な評価。

国家戦略中間評価

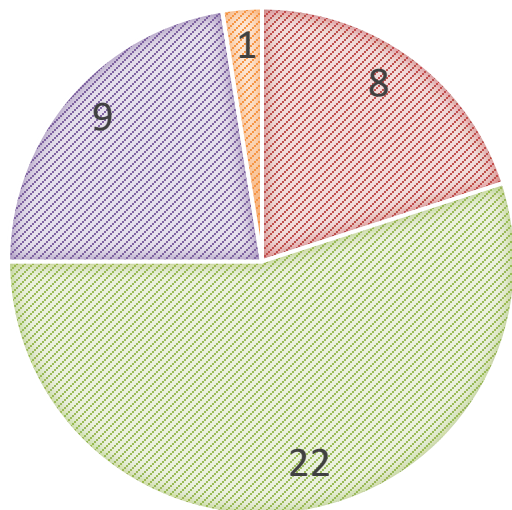
セクション	項目
第1部 5つの基本戦略と国別目標の進捗状況	・基本戦略の評価 ・国別目標の評価 ① 進捗状況の評価(6段階) ② 主な成果や進捗状況 ③ 主な課題や今後の方針 ④ 関連指標
第2部 行動計画の進捗状況	① 具体的施策の進捗状況の総括 ② 具体的施策の点検結果
第3部 全体評価	全体を通した主な成果および遭遇した主な課題や改善事項等について記述

国別目標（全40個）の進捗状況評価

- 全国別目標を見ると、「目標達成に向けて順調」（赤色）となった国別目標が複数あり、進展した国別目標（赤色+緑色）が3/4を占める結果となった。
- 状態目標・行動目標別に見ると、行動目標に比べて、状態目標では進展しているものが限られる結果となった。

→その理由としては、行動が状態に作用し効果が発現するまでに一定程度の時間を要することや、行動の規模等が状態を進展させるに十分ではないこと等が考えられる。

全国別目標（全40個）の評価結果



■ 達成

■ 目標達成に向けて順調

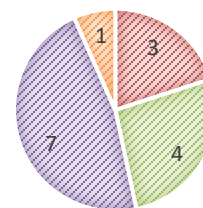
■ 進展したが、その程度は不十分

■ 大きな進展なし

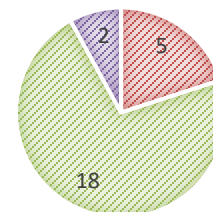
■ 該当なし／適用不可

■ 不明

状態目標（全15個）の評価結果



行動目標（全25個）の評価結果



※基本的に、赤枠で囲った4つの選択肢から回答

生物多様性国家戦略中間評価の結論・全体評価

- 昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択後、世界の中でも早期に生物多様性国家戦略を策定してから**2年余りで、既に目標を達成した施策をはじめとして多くの施策で着実な進捗**が見られ、**ほとんどの行動目標が進展**した一方、**状態目標では進展のあったものは半数弱**に留まった。
- 我が国の生物多様性の状態は全体として損失し続けており、生態系サービスの状態も回復するまでには至っていないと考えられる。ただし、前向きな兆しも一部あり、生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については、部分的であるが改善していると考えられる。
- 2030年ネイチャーポジティブの実現に向けては、歩みが捗々しくない国別目標はもとより、達成に向けて順調と考えられる国別目標についても、更なる進展が求められる。生物多様性の保全と持続可能な利用が一層進められ、それらが社会経済活動の中に組み込まれるよう、**引き続き多角的な取組を実施・加速化**し、生物多様性の損失の直接要因と間接要因の双方に働きかけていくことが必要である。そのためには、**国をはじめ、地方公共団体、事業者、研究・教育機関、民間団体、国民などの各主体が、参加、連携、協力、協働、行動していくことが欠かせない。**

(引用) 生物多様性条約第7回国別報告書・生物多様性国家戦略2023-2030の中間評価より抜粋

生物多様性条約（CBD）COP17

生物多様性条約第17回締約国会議(COP17)及びグローバルレビュー

COP17の日程等

日程：2026年10月19日(月)～10月30日(金)

場所：アルメニア共和国・エレバン

アルメニアの位置関係



グローバルレビューについて

- 生物多様性条約（CBD）第17回締約国会議（COP17）の主要議題。
- 2022年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」（目標年：2030年）について、世界的な進捗状況を評価するもの。
- 生物多様性条約事務局が作成する「グローバルレポート」等に基づき実施される。なお、「グローバルレポート」は、2026年2月末までに締約国が提出する国別報告書等に基づき作成される。

タイムライン（予定）

- 2026年2月16日～19日 第6回実施補助機関会合（イタリア・ローマ）
- 2026年2月末 国別報告書提出期限
- 2026年7月～8月 第28回科学技術補助機関会合、第7回実施補助機関会合（ケニア・ナイロビ）
- 2026年10月（COP 17）「グローバルレポート」公表、グローバルレビュー実施

ネイチャーポジティブ経済関係

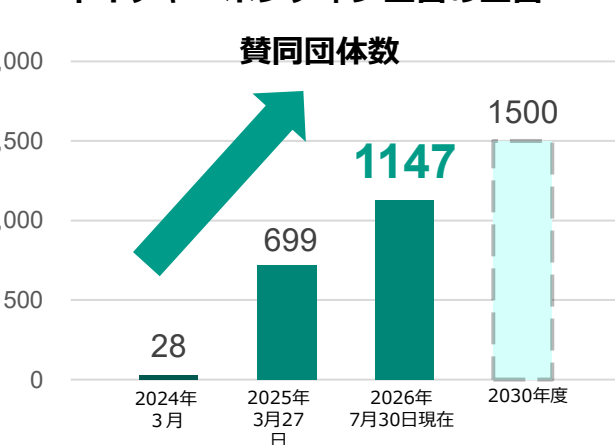
ネイチャーポジティブ経営に向けた日本企業の着実な増加

- ◆ ネイチャーポジティブ経営に取り組む日本企業は着実に増加
- ◆ 自然関連財務情報開示（TNFD）アダプター数は日本が世界トップ

ネイチャーポジティブ宣言の 宣言・賛同団体数の拡大

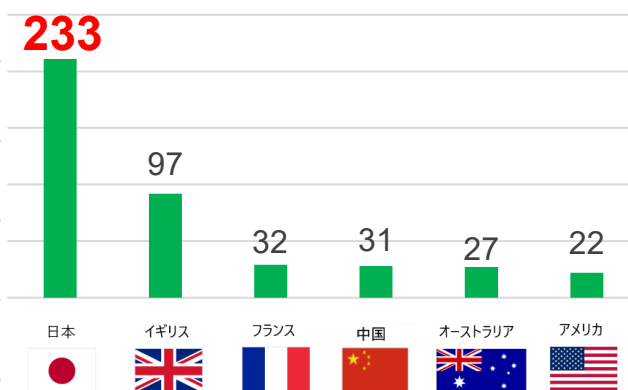
ネイチャーポジティブ宣言の宣言・

賛同団体数



TNFD開示アダプター数は 日本企業が世界でトップ

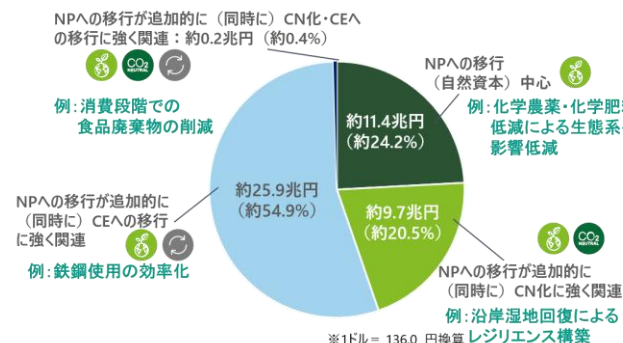
TNFDアダプター企業数



資料：TNFD Websiteより環境省作成（2026年7月14日時点）

ネイチャーポジティブ経済への移行 により生まれる日本のビジネス機会の 規模は大きい

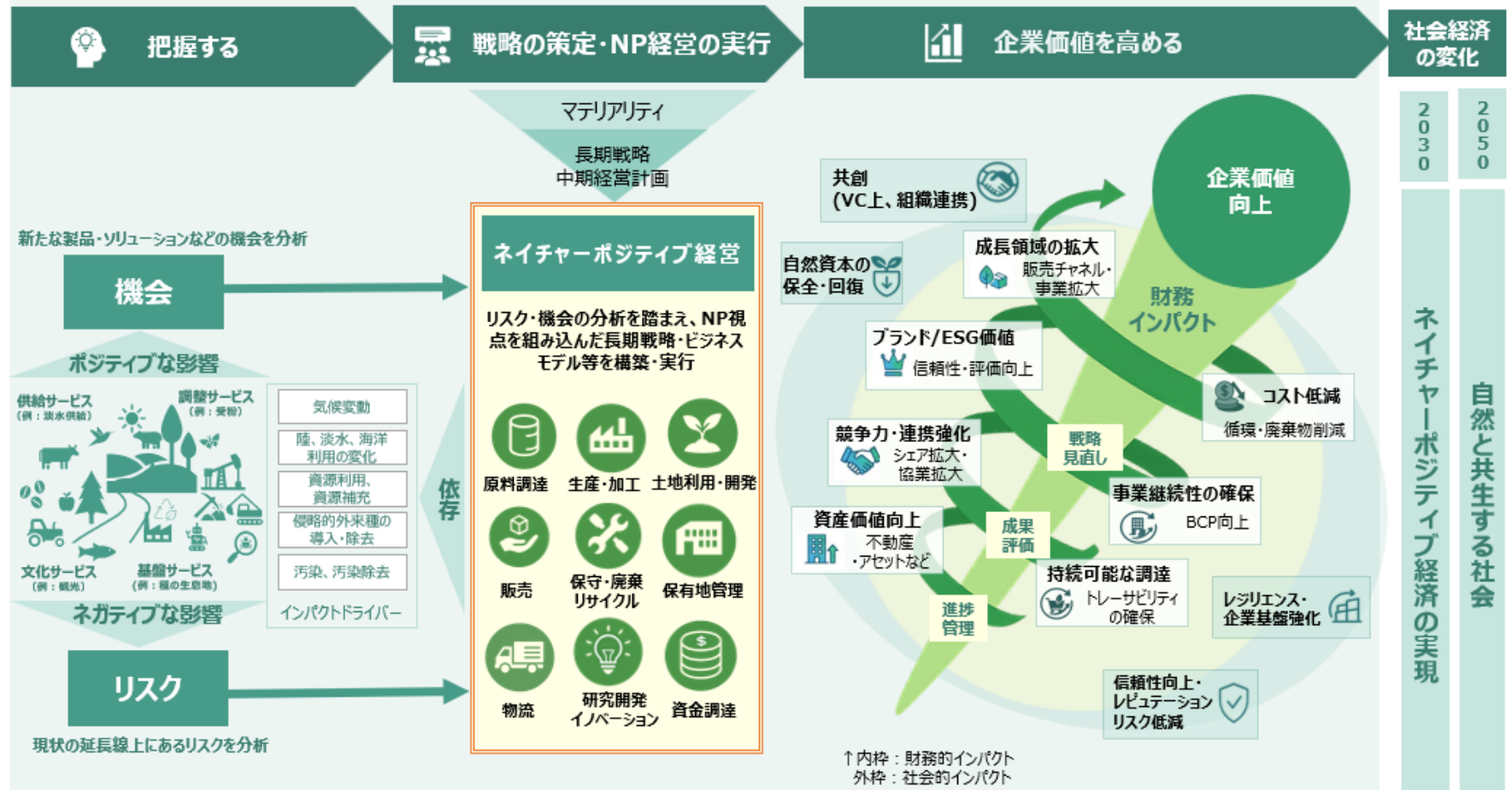
日本における2030年ネイチャーポジティブビジネス機会金額推計
（カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーとの関連性）



世界経済フォーラム（2020）をベースとした推計では、日本においてネイチャーポジティブ経済への移行により生まれるビジネス機会の規模は、**2030年時点で約47兆円と推計**

ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集

- ◆ ネイチャーポジティブ経営移行が**企業価値向上につながるストーリー**の確立・浸透に活用いただくため、幅広いセクターの20社にヒアリングの上、2026年3月に取りまとめ。
- ◆ ネイチャーポジティブ視点を組み込んだ長期戦略・ビジネスモデルの構築が、持続可能な調達、事業継続性の確保、コスト削減、資産価値向上、競争力・連携強化、企業のブランド価値向上、成長領域の拡大、等を経由し企業価値につながっている事例を提示。



調達におけるネイチャーポジティブの実践

背景 - 調達を巡る国際動向と生じ得るリスクと課題 -

- ◆ 全てのビジネスは、自然資本に依存している。特に日本は、原材料の調達を通じ**国外の自然資本への依存度が高い**。
- ◆ 自然資本に起因した様々な調達リスクが顕在化する中、EUの森林破壊防止規則（EUDR）をはじめ、自然資本を巡り、国際ルール競争・クリーンな資源争奪が始まる中、**資源安全保障の観点からも備える必要**。
- ◆ **国内の調達網を強化しネイチャーポジティブなサプライチェーンを構築することが必要**。

1. 国際動向

① 生物多様性や森林破壊への配慮を輸入・市場参入要件とする規制が強化

- EUは、**森林の破壊と劣化を防ぐため「EU森林破壊防止規則（EUDR）」を発効**、2026年末から事業者への義務適用開始。
- 関連製品のEU市場への輸出入・上市等に係り、**2020年以降の森林減少の対象でないことを生産地まで遡っての追跡・保証**が求められる。



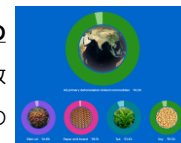
③ 海外企業では、調達による森林破壊等への影響評価やリスクのない調達への転換、生産地支援など具体的な対応が進む

Unilever

- 2025年時点で、**主要森林リスク原材料の97%が森林破壊フリー調達と公表**。
- 森林破壊が確認された場合、是正要求し、改善がなければ取引停止を明確化。
- 単なる認証依存ではなく、低リスク地域からの調達転換も活用。



- 2025年までに**食肉、パーム油、パルプ・紙、大豆、砂糖、カカオ、コーヒーの主要サプライチェーンの96.7%が森林破壊ゼロと評価**。
- 再植林と農家支援を同時に進める「Global Reforestation Program」も継続実施。



② 原産国側からの要請の高まり

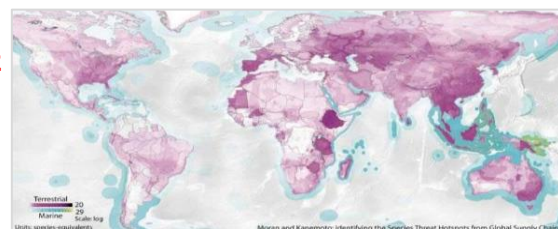
- 野生生物の生息地破壊や、農地転換に対する地域住民からの抗議等、原産国の問題意識への高まりから、サプライチェーンが停止する事例が発生
- 例えば、アマゾンやセラード（サバンナ）では、農地転換に対する先住民や小農民による抗議活動が起きている。
- 日本は、ブラジルの環境団体・研究者から「日本主導の開発がセラード農業化の原型を作った」と指摘・非難。日本は大豆の9割を輸入、うち約23%をブラジルから調達。



大豆栽培のために森林伐採が進むブラジルのセラード
出典：https://news.angonaglobal.com/2022/10/deforestation-for-soy-continues-in-brazilian-cerrado-despite-eudr-looming/

2. 日本の自然資本への依存

- ◆ 経済・社会活動は、**バリューチェーンを通じて自然資本に依存し、プラスもしくはマイナスのインパクト（影響）**を与えている
- ◆ 特に我が国は、原材料の輸入により**国外の自然資本に資源・生産活動の大半を依存**



日本の消費に関連した世界の生物種の脅威ホットスポット

出典：金本他、Identifying the Species Threat Hotspots from Global Supply Chains, Nature Ecology & Evolution 2017

3. 日本の調達構造のリスクと課題

上流の生産地やトレーサビリティが把握できない「**見えない調達**」が常態化調達不全により**国内企業の損失・国民生活への支障が生じるリスク**加工製品の輸出機会を損失するリスク

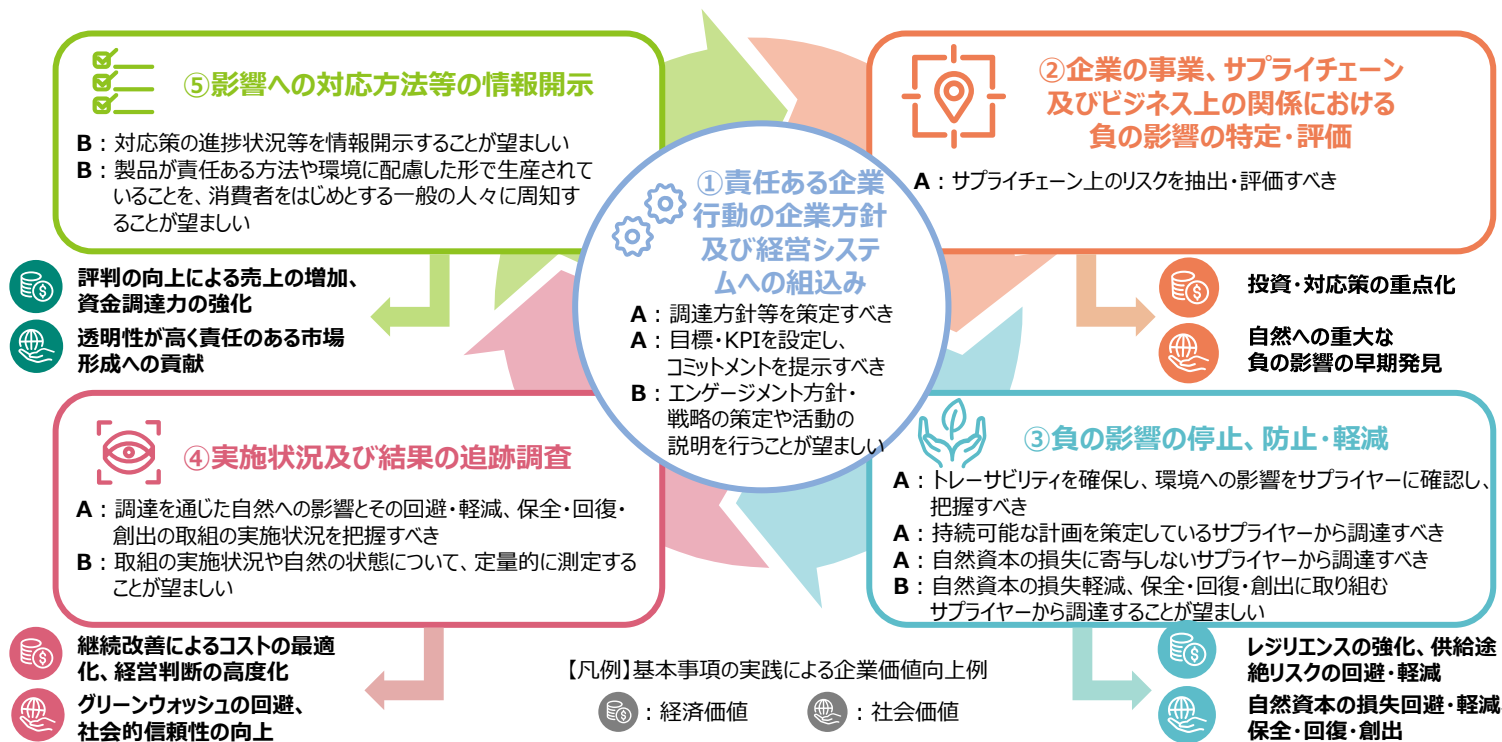
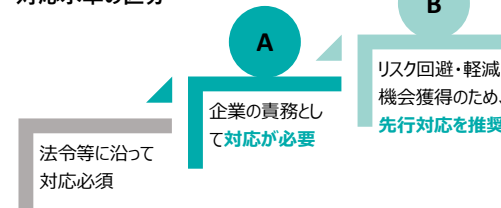
国内の調達網を強化しネイチャーポジティブなサプライチェーンを構築することは、生物多様性保全に配慮した食料・農林水産業をはじめとする自然資本を軸とした地域の新たな成長機会にも繋がる。

調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン（概要）

- ◆ 2026年7月、**調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン**を策定。
- ◆ 企業が調達における持続可能性の確保やNPへの配慮に取り組むに当たり、**トレーサビリティの不確実性（技術面・経済面等）**や、**どこまで取り組むべきか水準が不明瞭であるという課題に対応した、任意のガイドライン。**
- ◆ 企業がNPな調達を実践する際に押さえるべき基本事項を整理して提示。

- 法令等に基づく遵守事項を前提とした上で、その対応水準に応じ、**「A：事業者の責務として対応が必要（「べきである」と記載）」、「B：先行対応を推奨（「望ましい」と記載）」**の2区分に基本的には整理される。
- サプライヤーとの協働に当たっては、ネイチャーポジティブ実践への移行に向けた**改善の余地を検討**し、キャパシティビルディング等の支援を実施しつつ、**段階的な改善**を図ることが望ましい。

対応水準の区分



ネイチャーファイナンス実践ガイドラインの検討について

- ◆ ネイチャーポジティブ経済移行にあたっては民間資金の動員が不可欠であり、投資家・金融機関のネイチャーファイナンス実践が求められる。しかし、投資家・金融機関が企業のNP経営の評価をする際に必要な情報が不足している。
- ◆ このため、ネイチャーファイナンスに取り組もうとする市場関係者に向けた**任意のガイドラインを策定予定**。

現時点の目次案

章	節
1章	目的・背景
	(1) 本ガイドラインの目的と対象
	(2) 本ガイドライン策定の背景
2章	自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性
	(1) 自然資本と人間活動、企業活動の関わり
	(2) 投資家・金融機関におけるネイチャーファイナンス実践の意義
	(3) 自然資本に対するファイナンス拡大の社会的視点における必要性
3章	ネイチャーファイナンスの実践の要点
	(1) ネイチャーファイナンスとは
	(2) ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目
	(3) ネイチャーファイナンスの実践にあたって投資家・金融機関が取り組むべき事項
4章	おわりに

- 本ガイドラインは、投資家・金融機関等が投融資プロセスに自然資本への考慮を組み込み、中長期のリスクを抑制しつつリターン確保・向上を図り、自然資本の保全と持続可能な利用に貢献するネイチャーファイナンスの実践を拡大することを目的とする。

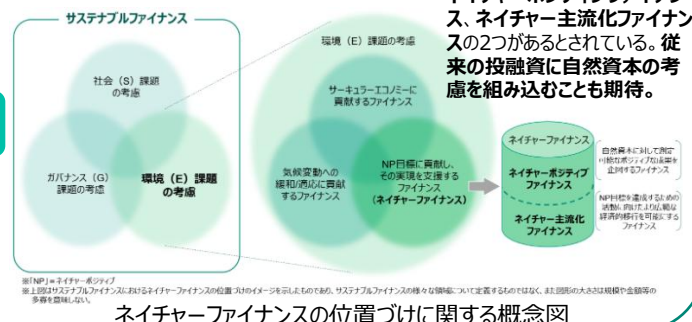
- 企業にとって自然資本の棄損は財務的コストを生み、企業の持続可能性に対するリスクとなる。
- ネイチャーファイナンスは財務リスクの低減、リターンの継続性に寄与する。
- ネイチャーポジティブ経済への移行は社会経済全体の持続可能性を底上げする。(⇔経済社会にとってシステムレベルリスクを引き起こしかねない)

本ガイドラインにおける「ネイチャーファイナンスの定義」の明確化 基本的視点

我が国の自然資本をめぐる状況、複雑性、ネグサス

ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき固有項目

依存とインパクト、ロケーションファクター、バリューチェーン、ミティゲーションヒエラルキー、ステークホルダーとの合意形成



- 投資家・金融機関がネイチャーファイナンスに取り組むことによって企業価値創造と持続可能な社会の好循環の創出を後押しできる。

スケジュール

2025年				2026年			
4-6月	7-9月	10-12月	年1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
	議論・検討	★	★	★	★	★	★
		第1回 コメンター会議	第2回 コメンター会議	第3回 コメンター会議 5/13開催済み	7/21~8/9 パブコメの実施	策定・公表	モデル創出（公募で2件程度の想定）